

第十六回国会
衆議院

内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及
遺家族援護に関する調査特別委員会 連合審査会 議録第一号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

内閣委員

委員長 稲村 順三君
委員 大村 清一君 澤田 高橋 等君
澤田 早稲田 堀田 等君 澤田 上林 與市郎君
澤田 鈴木 義男君
江藤 夏雄君 永田 良吉君
長野 長廣君 平井 義一君
船田 中君 牧野 寛泰君
高瀬 傳君 栗山 博君
神近 市子君 島上 善五郎君
富吉 榮二君 中村 高一君
辻 政信君

厚生委員

澤田 青柳 一郎君 澤田 中川 源一郎君
澤田 古屋 菊男君 澤田 長谷川 保君
澤田 堀 ツルヨ君 澤田 中川 俊恩君
越智 茂君 加藤 鐵五郎君
助川 良平君 田中 元君
山口 六郎次君 山下 春江君
萩元 たけ子君 柳田 秀一君
杉山 元治郎君 宜 四郎君
有田 八郎君

海外同胞引揚及遺家族援護に関する調査特別委員

委員長 山下 春江君
委員 澤田 青柳 一郎君 澤田 白井 莊一君
澤田 柳田 秀一君 澤田 重直 四郎君
澤田 澤田 寛君 小平 久雄君
佐藤 洋之助君 中川 源一郎君
長谷川 峻君 受田 新吉君
辻 文雄君 堤 ツルヨ君
有田 八郎君

出席政府委員

國務大臣

總理府事務官

三橋 則雄君
文部事務官 福井 勇君
文部事務官(大) 稲田 清助君
文部事務官(大) 中山 マサ君
厚生政務次官 田辺 繁雄君
引揚援護庁次長 植田 純一君
運輸事務官(鉄) 道監督局長

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房人事課長) 平野 出見君
内閣委員 龜井川 浩君
内閣委員 小関 紹夫君
内閣委員 川井 章知君
厚生委員 引地 亮太郎君
厚生委員 山本 正世君
厚生委員 山本 正世君

本日の会議に付した事件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

○稲村委員長 これより恩給法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会、厚生委員会及び海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会の連合審査会を開会いたします。慣例によりまして私が委員長職務を行ないます。恩給法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行います。質疑の通告

があります。高橋等君。

○高橋(等)委員 私は恩給局長に対してまず質問をいたしたいと考えます。この恩給法一部改正法律案にはいろいろな改正が行われております。たとえば若年停止であるとか、あるいは加給の廃止であるとか、あるいは高所得者の控除であるとか、特殊公務、普通公務の差をなくするとかいろいろな点が改正になっておりますが、それらをやりやすうために、一体予算的に見ましてどの程度の節約になり、どの程度の増加になるか。個別的に承りたいと思

うのであります。もしそれがたいまお答えができませんようでしたら、後刻文書でもお願いをいたしたいと考えます。

○三橋(則)政府委員 ただいまの御質問承知いたしました。文書でもつて書きます。お答えいたします。

○高橋(等)委員 次に増加恩給あるいは傷病年金につきまして、七項以下四款以上のものが、従来一時年金を与えられたままに何らかの措置がなされておられます。それでこの点につ

きましては、文官に對しましてはやはり増加恩給として、七項に當るものを認められ、四款以上のものが認められておる。そこでどういうわけにこの旧軍人について四款以上のものに恩給なり傷病年金を与えることを躊躇なさるか、その出されておらない理由をひとつ承りたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 増加恩給の七項症、それから傷病年金の第一款症から

第四款症までの症状の人々について考

えてみますと、現在国家公務員災害補償法あるいは厚生年金保険法その他の恩給類似の給与制度におきましては、年金制度をやめまして一時金の制度をとつておるのでございます。そういう一時金制度をとつておられますという

ことと、それからまた第七項以下四款のものを對しまして、年金制度がしかれましたのはたしか昭和八年だつたと思ひますが、その前におきましては、やはり一時金の制度がとられておつたのでございます。そういうことを考えまして、終戦後今日まで一時金の制度をとつて来ておりますので、一般の恩給類似のほかの制度のことも考え

つつ、このたびはこういうような措置をとすることにいたしましたのであります。なお文官につきましてはお尋ねでございますが、文官につきましては、今度の改正法におきましては年金制度を改めまして、一時金の制度をとることにいたしました。ただ経過的な措置として、現に年金を給されておる文官につきましては、やむなく今、年金をすぐ取上げてしまふという

こともいがかと思ひますから、そのまま認めることにいたしましたのでござい

ます。○高橋(等)委員 恩給法の一部改正法律案の制定をせられて、このたび旧軍人にも恩給が復活をいたすことになつております。まずその性格につきましては、過去においてこれらの人々が与えられていたものが、ポツダム政

令のいわゆる六八勅令によりまして禁止になつた。そこでそれを何らかの形でこの際復活する方が妥当だ。はつきり復活とは言えないかもしれないが、その方が妥当だ、こういう考えのもとに、この一部改正法律案が上程になつたものと私は理解いたします。何と云われても私はその点は譲らない。ところがポツダム政令によりまして四款症以上七項以下というものの一時金をそのときに支給したのも、その政令の結果である、こう考える。そこでその政令の結果によつて出たものを、この際もとの形に何とか直してやるといふことの方が私は妥当じゃないかと思

う。ことに完全なからだを持つて生れた者が、国の戦争に従事して、この人は相応な不自由なからだで、しかも生活をせねばならぬ人々なんです。これは十分に考えなければならぬ。私はこの点については、どうも今のあなたの御答弁が非常に形式的であり、實際に国民が何を求めているかということについて、あなたの方の認識が足りないのじやないかということに非常に憂

るのであります。そこで伺ひたいのは、七項症につきまして、これの増加恩給を復活する場合、及び一款症から四款症までに傷病年金を出すという場合に、それぞれ予算的に一体どれくらいかかる見当であるか、その点によつて伺ひておきたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 第七項以下傷病年金の第一款症から第四款症までの

金額をいかような金額にきめるかということがあります。従いましてその金額のきめ方いかんによりまして、予算の金額もまたいろいろ違つて来るかと思ひます。従つてその金額のきめ方につきましては、委員の方々においてもいろいろ御意見があるかと思ひますが、一応私なんか事務的に、これならいかにかと思はれるようなものを考えたところによりまして、どうしても十九億円内外の金があるのではなからうか、こういうふうな考へておるのでござい

○高橋(等)委員 その十九億の内容の中で、七項についてやる場合は幾らかかる、その他は幾らかかるか、もしわけて御答弁ができればお願いしたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 それは今申し上げましたように、増加恩給の七項の金額を幾らの金額にきめるかということから説明をしてからなければならぬ問題でございますので、たいへん恐縮でございますが、もしも書面できちつとしたものを出すこともよろしければ、御参考までに差上げてつけようであります。大体御参考までに申し上げますと、七項だけで六億円内外の金があるのではないだらうかと思ひます。

○高橋(等)委員 併給を含んでですか。

○三橋(則)政府委員 さようであります。

○高橋(等)委員 次に戦地加算の問題について伺ひたいのでありますが、戦地加算をお認めにならない理由は、どういう理由ですか。

○三橋(則)政府委員 加算の制度は、これはこの前申し上げましたこと、実際に在職していかつたにもかかわらず、在職したものと取扱ふ、いわば想像上の在職年を実際の在職年に加えて計算する制度でござい

ます。従いまして短期の三、四年に在職した人、また年二十、三といううな人にも恩給を給するような結果になる。またひいては恩給の金額も非常に大きくなるような結果になる制度でござい

ます。従いまして今日のごとき脆弱な国家財政のもとにおきまして、かかる制度を維持しつつ旧軍人に恩給を給するということは、とうてい不可能なことではなからうか。一方において遺族の方々に對しまして十分な恩給が給せられないということを考へてみ

ますと、こういううな制度をとりつつ、旧軍人及び旧軍人の遺族の方々に今のような恩給を給することは困難ではなからうかという点が一点。もう一つは、この加算制度を認めることによりまして、一体どういふ影響を恩給受給者に与えられるか、こう考へてみますと、増加恩給の受給者のような負傷された方あるいは戦死された方につきましては、割合に短期に在職の方が多いのでござい

ます。そういううな方々は在職年が実際に普通恩給の年限すなわち下士官以下の人であります。十二年未満であり、また准士官以上の方であります。十三年未満の方であります。十二年ないし十三年に在職したものと

して恩給を給するものであります。従いましてさうな方々はすなわち戦傷病者とか戦死者の遺族の方々は一般的にはこの加算制度を認める認めないによつて、その受ける恩給は大した影

響は受けられない。影響を受けられる方は結局、生還して帰られた方であり

ます。遺族と傷病者の方々に十分なる金額を出せない今日の状況におきましては情としては非常に気の毒なことではござい

ますけれども、このところはごしんぼう願ひなければならぬ、こういううな心持が主になつて実は加算制度をやめた次第であります。

○高橋(等)委員 そこでこれは非常にむづかしい問題ですが、旧規定によつて加算を認めた場合に、一体どの程度の経費がかかるのか、また若年停止といううな問題を考慮に入れて、将来この程度の経費がかかるということは非常にむづかしい問題だと思ひます。おそろきよう御答弁はいただけ

ないかと考へますが、いただければ結構です。ただただなれば結構です。非常に仮定的な数字になるかと思ひますけれども、何とかおまとめになつて拝見させていただきたいと思ひます。いかがでしようか。

○三橋(則)政府委員 終戦の際におきまして当時の陸海軍の人事局長などと打合せまして、私が報告を受けました受給人員は、大体五百万前後というふうなことでありました。その後いろいろと関係当局で調査しました結果、一時は七百万という数が出たこともあり

ました。最近におきましてなお検討し直しました結果、先般御説明しましたように、三百数十万という受給者の数になつて来たわけであり

ます。そういううな調査のたびに人数がかわり、関係受給者の数を押えるということとはなかなか困難であります。実際の在職年で押えるということも困難でござい

ます。この加算を受ける者は一体どのくらいであらうかということ推計することはさらに非常に困難でござい

ます。大まかに申し上げますと、先ほど申し上げましたように、もしも受給者の数が五百万人からあるということになりますれば、おそろき年間二千数百億円の額の金があることと私は思ひます。現在のこの案にいたしまし

ても千数百億の金があるようございましては、現下の脆弱な財政におきましては、とうていまかなえないことだらうと思ひます。

○高橋(等)委員 次に恩給の通算につきまして、引続き七年以上のものではないれば通算をやらぬ、こういううな改正はなつておりますが、これはどういふ理由ですか。

○三橋(則)政府委員 在職年によつて一定の期間に在職したことによつて給せられるところの恩給、すなわち普通恩給、普通扶助料というものがござい

ます。そういううな恩給を給する場合におきましては、どうしても一定期間、確実に在職したという証明が必要になつてござい

そこで生存者の方々にごしんぼうをし
てもらつて、その浮いた金は死亡者の
遺族なり、あるいは傷病者の方にまわ
すというふうなふうに考えねばなら
ぬ、こう考えたわけでありました。

○三橋(則)政府委員 今のお話の問題
につきましても、いろいろと政府部内
におきまして検討に検討を加えたので
ございまして、諸般の情勢にかんがみ
まして、恩給を停止するのがこの際と
しては妥当ではないか、こういうふう
な結論に帰着いたしたような次第であ
ります。今お話の拘禁中の方々の家族
の方が非常にお困りになつてゐるとい
うことにつきましては、まことにごも
つともなことでございまして、現にそ
ういふような家族の方々に對しまして
は、厚生省の方におきまして留守家族
の援護に準じた取扱いをして、援護を
いたしております。

○高橋(等)委員 厚生省の方で援護さ
れておる者は、金額として非常に現在
少いのです。これはこんな考えがある
のではないですか。恩給法にはきつと
禁錮以上の刑に処せられた者について
は恩給を一時停止するというような規
定があるのでしようか。そうするとや
はりそれと同じようなことを考えられ
てゐるのか、それはどうなんですか。

○三橋(則)政府委員 今私はさうい
うことは考えておりません。
○高橋(等)委員 非常にその御答弁
に、私は満足いたします。それから戦
犯によりまして、死刑に処せられた人
の遺族、これに對してはどういう考え
をお持ちになつておりますか。

○三橋(則)政府委員 この提出いたし
ております法案におきましては、刑死
せられたりあるいは獄死せられた方
が、戦犯として逮捕拘留せられたとき
に、すでに今度の法案にありますこと
の恩給を給せられるような条件を備
えておられる方々でございまして、そ
の遺族の方には、その恩給に相当する

の調査で、徴集者は調査が比較的困難
であると思われまして。その次は将校で
あつて、将校の中でも徴集された方の
調査はなか／＼困難で、士官学校を出
られた方の調査は、比較的やさしくあ
りはいないかと思ひます。そういうく
いに兵よりも下士官、下士官よりも
将校、将校の中でも今申し上げるよう
な順序に調査が容易なのではないかと
思つております。

○高橋(等)委員 そうすると、たとえ
ば外地へ行つておりました司政官等
は、通算の問題では救済がでないこ
とになる、こういうような問題につい
ても御研究を願わなければならぬと思
ひますが、特に承つておきたいこと
は、一時恩給について六年で切つた場
合には百億からふえるということであ
りますが、三年以上で切つた場合はど
のくらいふえるか、それを御計算にな
つておられるならば承らしていただき
たい。

○三橋(則)政府委員 今の司政官の方
方につきましても、非常に気の毒だと
思ひます。ほんとうに情においては氣
の毒だと思ひますが、遺族とか傷病軍
人の方々のことをお考え願つてごしん
ぼう願わなければいけないのではない
かと思つておる次第でございまして。
次にお尋ねの三年ということではござ
いまして、実は三年のところではつぎ
りと計算をしたものを今ここに持つて
おりません。今計算すればすぐ大体の
推計はできますから、またあとで計算
しまして御答弁いたします。

○高橋(等)委員 これはぜひ後ほどお
知らせ願ひたい。
次に戦死者の戦死後父母のどちらか
が婚姻するという場合に、恩給法によ
れば権利が喪失するようになってお
る。これはどういふ立法理由なんです
か。
○三橋(則)政府委員 新憲法が施行せ
られて、民法が改正になりまし
た。そのいふゆる新民法が施行せられ
ることになりまして、恩給法が改正さ
れたのでございまして。その改正は新憲
法のもとにおいて、男女は平等でなけ
ればいけない、性別によつて区別を受
けてはいけないというふうなことになる
りましたので、従来は父が婚姻した場
合におきましては扶助料を失ふことは
なかつたのでございまして、男女平等
の原則が立てられましたから、父が結
婚した場合におきましては扶助料を失
はしめる措置がとられることになつた
次第であります。

○高橋(等)委員 次に、妻が内縁関係
にあつたという場合においては恩給法
の適用は受けないという建前だと思ひ
ますが、これは厚生省の方に伺うので
すが、援護法によつて、これを救済す
るような措置ができておりますか。
○田辺政府委員 戦傷病者戦没者遺族
等援護法におきましては、遺族の中に
内縁の妻を包含してあります。従つて
内縁の妻にも一円円の金が支給される
ことになつております。

○高橋(等)委員 次に家族加給といひ
ますか、そうした問題についてですが、
これは退職当時の扶養家族が頂点にな
つておるのようになります。そこでこの傷
病者が妻帯をいたしたような場合、こ
れは非常に若くてけがをした人が多い
のですが、前から妻帯しておつた人に
出るなら、今度妻帯した人にも出すと
いうのでなければならぬと思う。それ
がどこにも出ておらないのですが、こ
れはどういふ意味ですか。
○三橋(則)政府委員 恩給を給するの
は恩給を給すべき原因が起つたときを
押えるのが至当ではなからうか、こう
いふような考え方に基きまして、恩給
を給する原因の起つたときを押え、家
族加給の範囲をきめることになつてお
ると考えられます。お話をうに傷病
者の方でからだの不自由な方が結婚を
されたというふうな場合家族がふえ、
生活に困られることに對しては、御同
情申し上げますが、しかしそういう方
が生活上お困りになるといふ場合に、
恩給の面で救うか、あるいは一般の社
会保障制度の上において救うかという
ことは、一つの大きな政策の問題とし
て考えらるべきことと思ひます。その
点につきましても、実は、いろいろ検
討いたしたのであります。この案を
出しますまでは、結局給与事由の生じ
た時をもつて、一応押えるということ
になつたような次第であります。

○高橋(等)委員 その場合に、もしそ
うした方が、退職當時でなしに、退職
後妻帯をされた場合、一体どの程度の
経費を家族加給として見込まねばいか
ぬか、これはごくわずかなものだろう
と思うのですが、一応それも御計算を
願つてお示しを願ひたいと思ひます。
それから、連合国最高司令官によつ
て抑留されて、現に拘禁中の者、これ
には恩給の支給を停止せられておりま
すが、その家族は、非常に困つた方が
多いのであります。何とかして、われ
われは、こうした気の毒な方々の生活
が、少しでもゆとりがあるようにいた
したいと考えております。支給を停止
せられております。理由は、どうい
う理由になつておりますか。

○三橋(則)政府委員 今のお話の問題
につきましても、いろいろと政府部内
におきまして検討に検討を加えたので
ございまして、諸般の情勢にかんがみ
まして、恩給を停止するのがこの際と
しては妥当ではないか、こういうふう
な結論に帰着いたしたような次第であ
ります。今お話の拘禁中の方々の家族
の方が非常にお困りになつてゐるとい
うことにつきましては、まことにごも
つともなことでございまして、現にそ
ういふような家族の方々に對しまして
は、厚生省の方におきまして留守家族
の援護に準じた取扱いをして、援護を
いたしております。

ております。問題は、おそらく刑死
獄死された方を特別な、すなわち戦死
されたと同じような取扱いができない
かということ、もう一つは、ごく短
期間、一年あるいは半年ぐらい軍務に
服した方で、刑死あるいは獄死された
給は全然もたえないような方でござ
います。そういう方々の遺族の方

に相當の扶助料を給するやうにしたかどうか、こゝういふやうな御質問だらうと思うのでありますが、これにつきましては、実は現行の恩給法の建前を、たいへん説明がましくなりますけれ

ども、申し上げますと、戦死したと同
じような取扱いをしますがためには、
在職中における公務のための傷痍疾
病が原因になつてなくなれた方に限
るのであります。ところで刑死あるい

獄死された方は、在職中における公務
による傷痍疾病のためになくなられた
とは申し上げかねるのであります。従
つて、こういう方に対して、戦死
された方と同じような恩給を給します

がためには、どうしても特別な立法が必要である、こう考えている次第であります。特別立法をするということになりますと、恩給を給せられるような資格のある人であるといふことを問わ

す、いやくしも、慥犯として逮捕抑留されて、そうして刑死された方、あるいは獄死された方に対しましては、一応全般的に考え、そうしてその次に、その中から恩給を給し得るものは給す

る、こういうようなことも、考えられるところでございますが、今そういうような処置をするのがいいかどうかににつきまして、慎重に検討しなければならぬものがあるということで、今日

に至つておる次第であります。

○高橋(等)委員 次に恩給が支給されますと、この恩給を担保にして金庫の必要を感じて参る人も出て参ると思います、恩給金庫のようなのが目途去においてあつたのでありますが、今政府の方では、そうしたことを準備されているかどうか、この点をお伺いしてみたいと思います。

○三橋(則)政府委員　まだはつきりした結論は得ておりませんが、今高橋委員の仰せられましたような心持をもつて具体的に構想を練つているところであります。

○高橋(等)委員 次に、遺族あるいは傷病軍人あたりの問題を考えてみますときに、こうした給与だけでは、とうていその保護を全うすることができない、結局この金額だけではどうにもな

らないものがあると思います。たとえて申しますれば、傷痍者に對しましての就職の問題、これなどは職業安定所を督促いたして、できるだけこうしたところへ傷痍軍人の方々の就職を世話をするところ

いうことになっておつたのであります。ところがそれが實際面におきましてあまりうまく行つておらないように私は見ております。これらに對しても、あるいは立法上の措置を將來

考究しなければならぬようになるのではないかも知れません。

また遣児育英の問題、こうした問題につきましては特にこれは大きな問題としてお考えを願わなければならぬと思

います。昨年度たしが六千万円でしたかの
の予算で、育英資金を組まれたのであり
ますが、その当時お伺いいたしました
ところによると、相当多数の遺児が特別
この育英資金の恩典に浴されるように

承つたのでありますけれども、これが

のであります。そこで二点ほど育英資金の問題について伺いたいのですが、昨年度遺児に与えられました育英資金において、何人の遺児が就学したか。これを高等学校、大学あるいはその他の別にかけて御説明をお願いいたします。それとともに本年度におきま

育英資金に関する予算及びそれによつて就学するところの遺児の数を高等學校、大學別にひとつお示しを願ひたい。

○稲田政府委員　ただいま日本育英会の提学金によつて就学している学校別

の、また昨年度、今年度別の人員についてのお尋ねでございます。たいへん恐縮でございますが、昨年の数字は私、今ここに持っておりますので、これは後刻調製いたしましてお目につけたい

思います。本年の予算におきまして、定しております数から先に申し上げたいと存じております。本年の予算にきまして、この遺家族に關しまする學金の總額でございますが、これは

計一億二千九百二十万四千円で、
います。これを大学、高等学校別に
し上げますと、二十八年度におき
しては高等学校の全日制が七千五百
十八人、高等学校の定時制が四百七

五人、大学が二千三百二十九人、教養学生、これが教員養成学部に入っておりますが、特別扱いをいたしますが九十人、合計いたしました一万四千三百三十二人、この予算に積算いたしました。

りまする數字と、それから指定統計
よりまする推計による實際の遺家族
係の学生の數との比率を御參考まで
申し上げます。高等学校につきまし
は一五%、これは全日制でございます

それから定時制が二・五%、それから

の大学が半分の五〇%、教員が学生の八〇%になつております。大体こういう計數でございます。

○高橋(等)委員 この五〇%、一五%は道魁が学校へ入るであらうと推定される数に対するパーセンテージですが、昨年もやはりこれと同じパーセンテージを算は出されておるのです。昨

年の予算ではやはり一五%、五〇%です。それから奨学生が八〇%、しかし実際やつてみますと、運営の面ではそう行つておられない次第であります。その点はどうなんでしょうか。

○糧田政府委員 指定統計によつて推計せられました学生あるいは生徒數に對するパーセンテージ、育英會獎学生の計數のパーセンテージは、大學は半分出そう、これは昨年と同じでござい

○高橋(等)委員 文部当局にお願いしておきますが、遷見の青英問題は非常に大切な今後の国策になつて参ります。十分この点に御留意をお願いいたします。

したいと思ひます。それで最後に厚生
当局の方へちよつとお伺ひなり、お願
いしておきたいのです。この援護法に
よる弔慰金、年金の支給状況、これに
相当急いでおやりになつたように思ひ

ますか。あの法律ができてからもういぶん日にちが立つている。しかしまだ未支給のものが相当多数あるよで、われ／＼のところへも方々から照会が参つております。これを一日も早

○田辺政府委員　遺族年金及び弔慰金

の裁定状況について御説明いたします。七月四日現在で厚生省として受け

つげました総数が柱数にして百八十六万でございます。裁定となつております総数が百七十五万余となつております。従つて未裁定のものが約十萬残つておりますが、この半数程度は目下作業を進行中でございます。あとの半数につきましても、資料が不備のために調査が困難なものと見られております。

資料を調整するのには、よく調査中の
ものでございます。それからあとの大
まかに言つて約半分くらいは、死亡原
因が公務に起因するかどうかという点
について相当慎重に調査を要するとい
ふことで、いろいろ警察中のもので

さいます。御承知の通り自分のうちへお帰りになつてから死亡された方々等につきましては、死亡の原因と公務傷病との関係につきましてはいろいろお

るだけ早く裁定を了したいという気持ちで大いに勉強いたしておられますが、最後には恩給局と打合せをして最後の結論を出さなければならぬというものもあるのではないかと考えております。

ので、時日は正確なことを申し上げることはできませんが、厚生省といふまゝしてはできるだけ早く十分審議を遂げまして、遺族の方へ一日も早く御慰

○高橋(等)委員 厚生当局へ一言お願
いしておきたいのですが、未裁定は十
万程度と今おつしやつた。そこでこの
車中は隣丘所へ年金が来ておるのにお

分には来ないというので非常にあせま
のでございます。また困つておるの
あります。そこでこれははがき一本
もよろしゅうございますから、今わ

われのところでもやつておるから、いつごろまで待つてくれというような程度のことを大臣の名でもよいから通知をしてもらいたい。その程度の親切な扱いをせひしてやつてもらいたいと思う。そうすればそれで安心をするので、これはぜひひとつお願いしておきたいと思ひます。

それからなおきのうも官房長官にお願いしておいたのですが、こういう裁定にあたりましては相当な時日がかかり、人員を要しております。そこで今度恩給の裁定となりますとたいへんな日にちがかかる。まだ非常に遅れるのではないかと、これを非常に心配をいたすのであります。それらについて受入れ態勢をどういうふうになされておるか。ひとつ恩給局長大いにがんばつてもらわなければならぬのですが、承らしていただければ、なおそれを早く今後やつていただくように、何か特別の簡単にやれるような方法を考へてもらいたい。従来の内規の通りやつておつたらたいへんだと思うのです。それはどうなんでしょうか。

○三橋(則)政府委員 今のお話は、できるだけ簡単に、そして手早く措置せよという御要望でございますが、そういうような観点に立ちましても、いろいろ検討したしております。その検討の材料は、すでに恩給扶助料を給されたことのある人につきましては、私の方に書類が全部ござります。従つて私の手元におきまして、これをまず整理してしまひまして、そうしてもしもここに提出しております法案がそのまゝ通るといたしますならば、すぐにも準備ができるように印刷物その他の準備もすつかり整えております。そう

して本人から請求があります場合に、おきましては、私の方におきまして金額の計算をすつかりしてしまつておいて、ただ私の方にある原簿の名前と請求者の名前とをつき合せさせれば、すぐ金額が出るようにして行きたい、こういうふうな今考へておるところであります。これは普通恩給の受給者におきまして、また増加恩給の受給者でありまして、扶助料の受給者でありまして、かつて恩給を給された方に対しましては、そういうような考へで進めるようにいたしてあります。ただ問題は一度も恩給を給されたことのない人についてござります。これは全然新しく今度スタートしなければならぬ次第でありますので、そこでこういうような方々の書類につきましまして、今お話のごとく、できる限り簡単に、そして御要望に沿うようなふうな手続を進め、今具体案を練つておるところでございます。これにつきましましては、今田辺局長からもお話がございましたこと、私の方と田辺局長の方とよく連絡をとりまして、齟齬のないようにして行きたいと思つております。

○高橋(等)委員 ちょうど運輸次官が見えておりますからお伺ひいたしますが、遺族たちが靖国神社へお参りのために上京したすにつきましまして、鉄道運賃の割引について前から要望がありつきます。あるいは団体列車を出すことにあります。要望があるのであります。団体列車等はことしは非常にうまく行つたのではないかと考へておりますが、この運賃割引についてその後おとりになりましたところの措置と、今後これをどういうふうなやつて行こう

とされるのか、その点を承つておきたい。○植田政府委員 私からお答え申し上げます。靖国神社に参拝される遺族の方々に對する運賃割引につきましては、先の国会におきまして運輸委員におきまして決議がありました。爾來その手続等につきましまして国鉄当局において研究を進めておつたわけであり、最近におきまして関係方面との打合せができました。その取扱い方針を決定いたしました。大体の概要を申し上げますと、靖国神社に合祀されまゝ遺族の方に一回に限つて運賃の割引をする。方法は五割の割引でございます。戦死者一人につきまして遺族二名、これは方法としては、靖国神社から合祀の通知を各遺族に整理のつき次第發送することになつております。その場合に国鉄におきまして発行いたしますところの運賃割引に関する証票を厚生省を通じて各関係の市町村長の手を通じて、合祀の通知と一緒に遺族の手へ渡す、こういう建前にしてあります。それでいろいろと合祀の手続上の段取り等もござります。さしあたり整理ができました通知を發します約六万の方々に對しまして、さつき申し上げました割引の関係証票をお送りする、こういうことになつております。

○稲村委員長 神近市子君。○神近委員 私は今の高橋委員の質問に関連した問題で二、三お願いいたします。最初恩給局長にお伺ひいたしますが、第七項以下が一時金になるということであります。○三橋(則)政府委員 お言葉の通り第七項は従来年金でありましたが、今

度、今後は一時金の制度に改めたのでござります。○神近委員 これがボツダム政令によつて停止される前には第四款まではやはり年金になつておつたのでござりますか。○三橋(則)政府委員 さようでございます。○神近委員 それは金高がかさむために一時金になさうとおつしやるのでござりますか。それともその方が事務上の手続が簡単に済むから、そういうふうになさうというのでござりますか。私どもが承つておりますのは、少くともこのうちの第七項症によつて指定されておりますけれども、この症外の場合は内症を起した。たとえば肋骨を七本ばかり取除いたというふうな、第四あるいは第五に入れたも適当ではないかというふうな、かなりの症状の人があるのでござります。そうするとその七項症のうちの重症の人を繰上げるというふうなことは考えられないのでござりますか。

○三橋(則)政府委員 今の七項症の年金制度をやめて一時金制度にしましたのを、事務上の都合からか、あるいは財政上の都合からか、こういうふうな御趣旨の質問だと思ひますが、これは決して事務上の関係ではありません。これは今度の旧軍人及びその遺族に給します措置を講ずるにあたりましては、恩給にはいろいろ種類があるのござります。すなわち遺族に給せられる恩給、すなわち扶助料がありま

す。その扶助料には、戦死者の遺族に給せられる扶助料とそうでない、公務に戦死者等の遺族に給せられる扶助料が増額改正されました。その当時の金

料とがあります。それから傷病者に給せられる増加恩給というように恩給にはいろいろの種類があるのでござります。これらの恩給については恩給全体としてのつり合ひのとれたものにならうに考へて、これを給するようにならなければいけないのじやないか、こういうことも第一に考へたのであります。限られたる国家の予算の範囲内において給することでございますので、受給関係者の方々に十分な御満足を得られないことはまことに残念に思ふところでござります。そこで遺族に給せられるところの扶助料の金額が今の程度では、これについてはいろいろ批評をされる方もござりまして、ある方におきましては、遺族の扶助料が非常に少な過ぎるという意見を持つておられることも耳にするところでござります。そういうようなことを考へてみますと、この遺族の扶助料と傷病者に給せられるところの恩給との間においては、つり合ひというものを考へて行かなければならぬ、こういうことを考へたのでござります。そこで傷病者の方々の中で、今お話の第七項症の傷病の方々に對しまして、できるならば年金を給したいと私も思つておりますが、しかしながら一面において、遺族の方々に對し、今の扶助料の金額の程度しか出さないで、年金を第七項症の傷病者の方々に給することがはたして妥当であるかどうかにつきまして、いろいろと考へたのであります。と申しますのは、第七項症の増加恩給の制度が設けられましたのは昭和十三年でござります。その昭和十三年に戦死者等の遺族に給せられる扶助料

が増額改正されました。その当時の金

額は今法案に出ておる金額よりかなり多いものでございました。そこで、この程度で金額では私どもは大体昭和十三年以前における、増加恩給第七項症がまだ認められる前、一認められなかつたところのことを考えて、傷病恩給との均衡をとらなければいけないのじやないかという結論になつたのであります。恩給のつり合ひの面からいいますと、もう少し扶助料の金額が増額されておりますれば、今神近さんのおつしやつたように、増加恩給の第七項症は当然考えられるべきものじやないか、こう思つておるのでございます。

○神近委員 遺族の年金のことにつきまして、私またあとでお伺ひいたします。それで今閣連質問の中でございすけれども、さつき拘禁者の家族に對する扶助をやめるといふ点で高橋さんが御質問になりましたね、その理由の中で旧來の犯罪者に対する恩給停止というようなのは考えないとおつしやつたので、高橋さんたいへん満足してお歸りになつた次第でありますけれども、あの件のことでございますが、恩給停止のときにこういう文句がございましたね。ボツダム政令の場合のときに、これらの者の場合にはその抑留または逮捕期間中、または後日有罪に決したときは永続的に停止する、あれにやはりこだわるわけでございますか。ちよつとそれを伺ひたい。

○三橋(則)政府委員 いいえ、それにこだわつておるわけではございません。それは占領下の向うからの命令でございまして、占領終結後の今日におきましては、そのみにこだわつておるわけではございません。

○神近委員 そうすると非常に多くはないはずでございますし、そうして実は拘留中のの方がかゝつて、たとえば処刑された人たちの家族よりも、社会的にも、心理的にも苦境にあつておられるのでございます。これだけを私には除外する根拠というものが非常に弱いのではないかと申すのでございすけれども、いかがでございますか。

○三橋(則)政府委員 確かにお話のところに拘禁中の人も恩給を給付してもよいじやないかという意見は耳にするところでありまして、またそれと反對に、いろ／＼と考慮をめぐらさなければいけないという意見も聞くところでございます。実はどちらにするかにつきては、政府部内においていろ／＼と検討をされました結果、諸般の情勢にかんがみまして、拘禁中はさしとめる。しかし恩給そのものの権利を否定するわけではない、こういうような方針をとることになつたのでございす。

○稻村委員長 辻政信君。○辻(政)委員 ただいまの神近さんの御意見に對しましては、まことに私も心から敬意を表するものであります。実は戦犯の留守家族をまわつて見ました、いすれもさんたんたる状態でございまして、前回の国会で在監者のいゆる自由行動と申しますか、休暇日取りを増加された旨を承つたことがございす。五日のものを十五日でございすか、それでさぞかし留守家族がお喜びになるだろうと思つてそのことを申しましたところが、ある方はいいわ、どうか主人を十五日も帰さないで、おいてもらいたい。もし十五日も帰つてた飯を食われたなら、あと子供の弁当をどうするか考えなければいけない。

い。そこまで窮迫しておるのであります。在監者に對しましては、国内法を適用しないとはつきり言つておられるのであつて、また選挙権を持つておる。衆議院選挙にもあの人たちは一票入れて、おるのであります。そういうことを認めておきながら、諸般の情勢から戦犯の留守家族に支給しない、最もみじめな状態に放置されておる人たちに對してこういう制限を加えるという政府の態度が私はふに落ちないのであります。諸般の情勢とは何か、外国の聞えを遠慮されるのか、内地の輿論を遠慮されるのか、はつきり承りたい。

○三橋(則)政府委員 拘禁中の方々の留守家族の方の生活にお困りになつておる苦境を政府といたしまして放任するといふような考えではないのでございまして、(放任しているじやないかと呼ぶ者あり)先ほど御説明申し上げましたごとくに、留守家族の援護に準じまして、今援護の措置がとられておるわけでございます。問題は恩給を給するか給しないかという問題です。そこで今現実にとられておりますところの援護を継続することにしたしまして、恩給の給与は差控え置く、こういうことになつたわけでございます。今のつづ込んだ御質問でございす、諸般の情勢といふことはほんとうに諸般の情勢でございまして、その中からある一つの理由だけを取上げてかれこれ申し上げるというわけではございません。

○神近委員 今度の恩給法につきましては、まだいろ／＼文句がございすけれども、これは大体のとくらの予算を何年間ぐらい必要とする法律でございすか。大体四百五十億と承つておりますが、この法律によつて支給されるものは、何年ぐらい支給しなければならぬか。

○三橋(則)政府委員 年金恩給といたしましては、今年予算に計上いたしておりますのは九箇月分の経費として計上いたしましたのであります。四百五十億、これを十二箇月の経費として計上いたしますと、年金恩給だけで五百七十八億ぐらゐになるのでございす。そのほかに、もちろん一時金たる恩給もございす。これは金額は少うございす。そこで今の主たるお尋ねは、この年金恩給がどうなるかというお尋ねだらうと思つてございす。

○三橋(則)政府委員 この法案はあくまでも恩給といふことに立脚して考えられる法案でありまして、社会保障制度として考へてゐる法案ではございせん。もちろん社会保障制度といふものがどういふことを意味するかといふことは、その人によつていろ／＼と概念がはつきりしてゐないことでもございすから、あるいは人によりましては、これも社会保障制度だといわれるかも知れません。しかし今私の考えるところでは、これは恩給といふ点に立つての制度でございす。そこではんとうは社会保障制度云々のお話がございまして、私審議会の委員として審議に参画し、またこの法案の立案を命ぜられて参りましたが、昔の言葉でいいますれば、社会政策的な考え方、今の言葉でいへば、社会保障制度的な考え方というものは、相当取入れられてゐるつもりであります。先ほど私が説明申し上げましたごとくに、遺族と傷病者、こういうような方を重点

合に、旧來の恩給の場合のことを勘案してといふうなことをおつしやいましていただ、大体この恩給法は特殊の事情が日本に起つたあとでできたものであり、もう恩給といふ名前すら民主主義でないといふような考え方もあるのでございす。それに動機としては旧恩給法を考へられたか、あるいは社会保障制度の一部としてこれを考へられたか、古い国家補償制度を中心にして考へになつたか、社会保障制度的な新しい時代を勘案してその形をそのまま残すという動機によつてなつたか、そこらの考え方を伺ひたい。そのあとでまた伺ひたいことができて来ます。

○三橋(則)政府委員 三橋(則)政府委員 確かにお話のところに拘禁中の人も恩給を給付してもよいじやないかという意見は耳にするところでありまして、またそれと反對に、いろ／＼と考慮をめぐらさなければいけないという意見も聞くところでございます。実はどちらにするかにつきては、政府部内においていろ／＼と検討をされました結果、諸般の情勢にかんがみまして、拘禁中はさしとめる。しかし恩給そのものの権利を否定するわけではない、こういうような方針をとることになつたのでございす。

○三橋(則)政府委員 拘禁中の方々の留守家族の方の生活にお困りになつておる苦境を政府といたしまして放任するといふような考えではないのでございまして、(放任しているじやないかと呼ぶ者あり)先ほど御説明申し上げましたごとくに、留守家族の援護に準じまして、今援護の措置がとられておるわけでございます。問題は恩給を給するか給しないかという問題です。そこで今現実にとられておりますところの援護を継続することにしたしまして、恩給の給与は差控え置く、こういうことになつたわけでございます。今のつづ込んだ御質問でございす、諸般の情勢といふことはほんとうに諸般の情勢でございまして、その中からある一つの理由だけを取上げてかれこれ申し上げるというわけではございません。

○神近委員 今度の恩給法につきましては、まだいろ／＼文句がございすけれども、これは大体のとくらの予算を何年間ぐらい必要とする法律でございすか。大体四百五十億と承つておりますが、この法律によつて支給されるものは、何年ぐらい支給しなければならぬか。

○三橋(則)政府委員 年金恩給といたしましては、今年予算に計上いたしておりますのは九箇月分の経費として計上いたしましたのであります。四百五十億、これを十二箇月の経費として計上いたしますと、年金恩給だけで五百七十八億ぐらゐになるのでございす。そのほかに、もちろん一時金たる恩給もございす。これは金額は少うございす。そこで今の主たるお尋ねは、この年金恩給がどうなるかというお尋ねだらうと思つてございす。

○三橋(則)政府委員 この法案はあくまでも恩給といふことに立脚して考えられる法案でありまして、社会保障制度として考へてゐる法案ではございせん。もちろん社会保障制度といふものがどういふことを意味するかといふことは、その人によつていろ／＼と概念がはつきりしてゐないことでもございすから、あるいは人によりましては、これも社会保障制度だといわれるかも知れません。しかし今私の考えるところでは、これは恩給といふ点に立つての制度でございす。そこではんとうは社会保障制度云々のお話がございまして、私審議会の委員として審議に参画し、またこの法案の立案を命ぜられて参りましたが、昔の言葉でいいますれば、社会政策的な考え方、今の言葉でいへば、社会保障制度的な考え方というものは、相当取入れられてゐるつもりであります。先ほど私が説明申し上げましたごとくに、遺族と傷病者、こういうような方を重点

合に、旧來の恩給の場合のことを勘案してといふうなことをおつしやいましていただ、大体この恩給法は特殊の事情が日本に起つたあとでできたものであり、もう恩給といふ名前すら民主主義でないといふような考え方もあるのでございす。それに動機としては旧恩給法を考へられたか、あるいは社会保障制度の一部としてこれを考へられたか、古い国家補償制度を中心にして考へになつたか、社会保障制度的な新しい時代を勘案してその形をそのまま残すという動機によつてなつたか、そこらの考え方を伺ひたい。そのあとでまた伺ひたいことができて来ます。

○三橋(則)政府委員 三橋(則)政府委員 確かにお話のところに拘禁中の人も恩給を給付してもよいじやないかという意見は耳にするところでありまして、またそれと反對に、いろ／＼と考慮をめぐらさなければいけないという意見も聞くところでございます。実はどちらにするかにつきては、政府部内においていろ／＼と検討をされました結果、諸般の情勢にかんがみまして、拘禁中はさしとめる。しかし恩給そのものの権利を否定するわけではない、こういうような方針をとることになつたのでございす。

○三橋(則)政府委員 拘禁中の方々の留守家族の方の生活にお困りになつておる苦境を政府といたしまして放任するといふような考えではないのでございまして、(放任しているじやないかと呼ぶ者あり)先ほど御説明申し上げましたごとくに、留守家族の援護に準じまして、今援護の措置がとられておるわけでございます。問題は恩給を給するか給しないかという問題です。そこで今現実にとられておりますところの援護を継続することにしたしまして、恩給の給与は差控え置く、こういうことになつたわけでございます。今のつづ込んだ御質問でございす、諸般の情勢といふことはほんとうに諸般の情勢でございまして、その中からある一つの理由だけを取上げてかれこれ申し上げるというわけではございません。

○神近委員 今度の恩給法につきましては、まだいろ／＼文句がございすけれども、これは大体のとくらの予算を何年間ぐらい必要とする法律でございすか。大体四百五十億と承つておりますが、この法律によつて支給されるものは、何年ぐらい支給しなければならぬか。

○三橋(則)政府委員 年金恩給といたしましては、今年予算に計上いたしておりますのは九箇月分の経費として計上いたしましたのであります。四百五十億、これを十二箇月の経費として計上いたしますと、年金恩給だけで五百七十八億ぐらゐになるのでございす。そのほかに、もちろん一時金たる恩給もございす。これは金額は少うございす。そこで今の主たるお尋ねは、この年金恩給がどうなるかというお尋ねだらうと思つてございす。

的に考えて行かなければいけない、そのしなれば国家の現在の脆弱な財政のもとにおいては、とても旧軍人に恩給を給することはできないということをお願いしてあげたが、これはそういう考え方ではない。従いまして、広く大きな目で見ていただきますならば、社会政策的といえますか、社会保障制度的といえますか、そういう見地に立つてこの案は考えられていると申しても過言ではなからうと思ひます。

○神近委員 それでよくお立場がわかります。社会政策的なものを加味しているというふうにおつしやつたのでございませう。そうすればこの旧恩給制度の一番背骨ともいべきものはその職階制だと思ふのです。これは職階制を大分打破してございませうけれども、まだたいへん考え落しがあるんじゃないかと思ひます。第一、加算制度でございませう。この加算制度の全廃は、私たいへんけつこうだと思ふのでございませう。非常に合理的でもあると思ふのですけれども、これが旧職業軍人と一般応召軍人との場合にどちらに有利であり、どちらに不利であるとお考えになりますか。

○三橋(則)政府委員 今、加算制度を撤廃いたしました場合におきまして、応召者に対してどういふ影響を与えるか、あるいはまた応召者以外にどういふ影響を与えるか、その有利、不利の影響問題だと思ひます。私は一定の条件のもとに勤務した者に対しては、同じだと思つております。すなわち在職年数の短かつた者は、実際に短かいうように取扱われております。加算については根本的に恩給制度というものの

の本旨から、掘り下げて行かなければならないこともあるかと思ひます。ところで今日の国家の財政が許しますならば、昔認められましたが、加算制度を認めていいんじゃないかと思ひます。これは国家の財政に余裕があるべきことであつて、今日のごとき脆弱な国家財政のもとにおいては、わずか二十一年、二十二年でも恩給をもらへるような制度をつくつて、そうして旧軍人なりその遺族の方に恩給を支給することであると思ひます。ですから私はそういう短期の在職者に対して恩給を給するといふ制度は、改めるべきものじゃないかと思ひます。このことは恩給制度の本旨から考えても言い得ることじゃないかと思ひます。もちろん戦争に行かれた者に対しては、ほんとうに何かしなければいけないという心持ちは、国民の中のものも持つておることでございませう。それだからいつて、何でも全部恩給制度にしなせしめてしまつて、そうして恩給を給するといふことはできません。そんなことになるような非難を受けなければならぬことになつて来る、こう私は考えております。今のお話のように、実際に在職した年数でもつて押えて行きますからして、有利、不利の問題はないと思ひます。ただ問題はかつて三年、四年でもつて恩給がつくようになつていて、すなわち実際に在職年四年くらいで第一線の戦地に行きますと、在職年十二年となつて恩給をもらへるようになつていた。そういう人は兵隊に多かつた。そういう兵隊がもらへなくなつた。今度はそういうことから言へば、兵隊の方は確かにこの加算制度の廃止によつて恩給を失う人が多くなり

ます。そういう見地から言へば、確かに加算制度の廃止によつてわずか四年でもらえた人がもらへなくなるといふことは、確かに気の毒だと思ひます。しかし同一条件について考えますならば、幸、不幸といふものはないと思つております。

○神近委員 私はそこを申し上げていふのです。職業軍人の方は職務におありになつたときも、まず十分な尊敬を社会的に払われて、そして十分ではなかつたにしても俸給をもらつていらした。だけれども一般応召者はどうかと申しますと、自分の妻子を置いて職業を中絶して、そうして一家の生活といふものをほとんど放棄して出て行つていふのでございませう。そうして何年か働いて荒廃した家に帰つて来る。そういう場合に職業軍人の御家庭と応召軍人の家庭とを想像してみますと、どちらをより多く保護してあげなければならぬか。だから私は今までの恩給局長の恩給法の考え方が少し困ると思ひます。それは、そういう細分にわたつての考え方を削切ることがおできにならない。あまり自己の中に突入しておいでになるものですから、新しい風をその考へ方の中に盛り込むことができない。この場合はだれが考へても、これが軍人恩給を復活する法律だといつて、社会的にはみんな非難しているの

でございませう。それを国民感情にマツサするところの妥当な法案をやつていただきたいというのが、私どもの願ひでございませう。その点なるべく不利、有利という対立のないようにこれを改められないものでございませう。

○三橋(則)政府委員 私は恩給を考へる場合には、恩給という一つの制度はどういう考へに立つてつくられてい

るものであろうか、こういう一つの理念といふものを考へなければならぬと思ひます。今お話の問題は普通恩給、すなわち一定の期間在職したことによつて受けられる恩給の問題だと思ひます。すなわち老朽者に恩給を給するかどうかという問題だと思ひます。一定期間在職した者に給する恩給は、そもそも老朽者に給する、すなわち軍隊に勤務して老朽になつて、その職をしりぞいて行く人に国家が使用者として恩給を給する、こういうところに恩給理念の根本があると思ひます。その二年、三年、四年のわずかの期間在職した人にも恩給を給するといふことは、これは恩給制度そのものの趣旨からい

つて、今日のような国家財政の状況のもとにおいては考へ直さなければならぬ。従来そういうようなわずかの四年、五年の者に對しても恩給を給されたといふことについては、恩給制度の本旨からいいますと、国家財政の許す特殊な場合に限るべきものであつて、恩給制度そのものの本旨に立ち返つて考へますと、そういう方々に恩給を給することは今日では考へ直さねばならぬと思ひます。これこそ私は新しい時代に應じて考へらるべき恩給制度のあるべき姿だと思ひます。

○神近委員 老朽者に對する生活保護といふ点では、私はちつとも文句はないのでございませう。しかし結局この恩給をもらうのが、昔の職業軍人さんが大多数ということになつてはまずい

のではないかと考へるものであります。そうして大体そういうものであろうかといふことがみんなの頭にしみ込んでおつて、何かそこに新しい考へ方、理念を加へなければ納得できないものがあるのではないかと考へておいていただき

それからも一つございませう。高額収入者の恩給停止でございませうけれども、さつき軍人家族の恩給のお金によつて傷痍軍人の給与が非常に詰まるといふことをおつしやつておりました。が、軍人家族、遺家族の中でもこれは等級があると思ふのです。大臣とかあるいは高級官吏とか、あるいは会社の社長とかいふ方々のような高給の収入所得者、そういう方々にはやはり何か名譽を差上げて、そして實際的なお金を引くといふようなことは考へられないでしようか。

○三橋(則)政府委員 いわゆる多額所得者の恩給停止に関する規定は、旧軍人の方々に適用するのでございませう。今の神近委員のお話は、相当の収入のある旧軍人の方々に初めから恩給を給さないようにしたかどうかといふような御質問だと思ふのでございませう。そういう意見も確かにあるのです。あることはあるのでもございませう。収入があるから恩給を給さないといふことは、はたして妥当かどうかどうだろにかつきましては検討してみなければならぬと思ひます。それは結局突き詰めて考へてみますと、恩給制度そのものを否認してかかるならば別ですが、それでなければどういふ困難ではないかといふような気がします。

と申しますのは、サラリーをもらつておるわれ／＼が、もしも収入があればサラリーを返納していいんじゃないかということと五十歩百歩の議論じゃないか、こういうことを言う人さえあります。それでそういうことを考えてみますと、この多額所得のある方につきましては、それに応じて減額するといふことがいんじゃないかと思ひます。全部とめるということには、はたして理論的にいかどうかということがまず問題として考えられる、それが問題の一つです。もう一つは、今神近委員の仰せられるような方は、数多い受給者の中で何人かということが問題である。非常に少いことだと思ひます。

その調査をするのには、非常な手数がかる。そこで手数をかけてとめる恩給の金額と手数によつて費やすところの経費と比較いたしました場合に、おきましては、結局失うところが多くて得るところは少ない。理論ばかりに陥つたことになりはしないか、こういうようなことが考えられるのであります。そういうような観点からいたしまして、われ／＼の同僚の間におきまして、この多額所得に対する恩給停止の制度はかえつてやめたいんじゃないかといふような議論をする人さへもあつて、いまは、いわゆる官吏の古手といひますか、そういうような官吏をやめた人の中で多額の所得を有する人があることはありますけれども、何十万という中でごくわずかなものでございまして、そういうものを調査するといふのは、非常な手数と経費がかかるところで、その手数と経費をかけて停止する金額はごくわずかでありまして、

から、やめたいんじゃないかといふような議論もあるわけでございまして。今の神近委員の御意見は研究はいたしませんが、私どもの研究はいたしたところでは、まだ今の御意見に沿うような措置をするところまでは至つていないのでございまして。

○高瀬委員 委員長。議事進行について。○稲村委員長 議事進行の発言を許します。高瀬委員。○高瀬委員 先ほどから各委員の討論を開いておられますと、いろいろと各委員会で開きになつてもいいような問題に多分に触れておられるようでありまして。しかもこの連合審査会は相当重大でありますので、総理大臣なりあるいは副総理なり、政府の相当の責任者が来てわれ／＼のいわゆる総括質問に對して答えてもらわなければ意味をなさぬと思ひます。私は三橋恩給局長に對して別に敬意を失しておるわけではございませんが、この重大なる法案の改正に對する政府の心構えがはつきりしてない。昨日内閣委員会においてもその一端を質問いたしました。が、いまだ意を尽さないものであります。従つてかくのごとき連合審査委員会に政府の総理大臣なり当面の責任者が来ないといふことは、われ／＼のいはだ遺憾とするところであります。先ほどから私は吉田総理がだめならば、少くとも副総理の出席を要求して質問をいたさんとしておりますが、一向出て来ないといふことは、これはだ了解に苦しむ点であります。この点はひとつ委員長において善処されんことを希望いたします。

○稲村委員長 御意見もつとも存じますので、善処したいと存じます。午前の審議はこの程度にいたし、午後一時より再開いたします。暫時休憩いたします。午後零時三分休憩。午後一時四十五分開議。○稲村委員長 再開いたします。午前中に引き続き、質疑を行います。逢澤寛君。○逢澤委員 緒方副総理に、二お伺いしたいと思ひます。午前中の委員会におきまして、高橋委員から詳細な質問がありまして、重複を避けてまして、一、二だけ簡単に質問いたしたいと思ひます。恩給法の一部改正法案の提案理由の説明の中に、文官恩給とこの恩給法とは、できるだけ接近して、文官恩給に近いようにやりたい、こういう説明が加えられております。ところが実際にいまおきましては、文官恩給をはるかに下まつておるのであります。これは国家財政の現況にかんがみて、どうも今ただちに文官恩給に即することができない、こういう説明を加えられてあるようであります。そこで私も一番聞きたいことは、できるだけ早い機会に文官恩給と同列にしたいという政府の気持はよくわかりました。国家財政がどういふような点まで上昇して来た場合には、文官恩給と平等にすべきか、こういうようなことにつきまして、一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○緒方副総理 旧軍人の恩給を復活するに際しまして、一つの基本的な考え方として、文武均衡を得たいという希望を持つておるのではあります。が、これはほとんど一に財政上の理由と申し上げてよくないかと思ひます。あります。本年の実施を四月からいたしましたのも、四百五十億という財源が先であつたと言ふこともできるぐらいに、財政の關係が非常に強いのであります。實際問題としては、文武の均衡をとる意味におきましては、文官恩給の若年停止を五年遅らしたといふこと以外にはできておりません。それならば将来どうするかといふことにつきましては、できるだけ均衡をとりたいたいという気持はありますけれども、御承知のような財政の現状でありますので、いつになつたらそれができるといふことは、ちよつとたゞいま申し上げかねるのであります。

○逢澤委員 前途は財政の好転のいかんによつて、今から予言ができません。この恩給法が改定されて、これは私も承知しております。しかしながら、考えておかなければならぬことは、もしそれ文官恩給と同等までに支給するとなれば、どのくらい金額になるでしょうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○緒方副総理 かりに現在の一般文官の恩給額と同列のものとしたとしますと、年間として千三百六十七億という数字が出て参ります。

○逢澤委員 次に御尋ね申し上げたいことは、同じ太平洋戦争に召集されながら、この恩給法から除外される者があつた。これはほんの紙一重のことになつておるのです。私も院内の遺族議員連盟の方々の気持も、紙一重だと思ふ。支給を受ける者と受けない者が紙一重で、同じ戦病死でも隣の人には受けておるのに、こつちの人は受け

られないといふようなものでございましてあります。これらに對する処置であります。案として十五国会に提案されておりますこの法案では除外されておるのであります。そこでこれらの具体的な問題については幾つもの事例があるのであります。数にしては、そう大したことはない。大体百分の四ないし百分の五といふことを承つておるのであります。それらの紙一重の処理に對しまして何かお考えがあるかどうか。もしお考えがあると思ひますれば、この機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○三橋(副)政府委員 今の御質問は、現在行われております援護法に基く遺族年金の事情についての御質問じやないかと思ひます。私は遺族年金の實際に支給されている状況は詳しく存じないのであります。が、令お話のようなこともあるいはあるかと思ひます。それにつきましては、私まだ具體的にはつきりしたものを聞いておりませんので、確たることを御返事申し上げるような資料を持つていないのでございまして、確たることがわかりました上におきましては、適切な措置を講ずるようになつたと思ひます。

○逢澤委員 これはむしろ援護局の方の關係になるようなお話であります。が、たとえていいますと、召集されて外地へ行つておつた、しかし病氣をしてこちらへもどつて、そして病院で療養した、その後宅に帰つてなくなつたといふような種類のものなんですか、援護法においては一応援護の對象になつておるようでありまして、恩給法ではそれが除外されるような形にな

○稲村委員長 御意見もつとも存じますので、善処したいと存じます。午前の審議はこの程度にいたし、午後一時より再開いたします。暫時休憩いたします。午後零時三分休憩。午後一時四十五分開議。○稲村委員長 再開いたします。午前中に引き続き、質疑を行います。逢澤寛君。○逢澤委員 緒方副総理に、二お伺いしたいと思ひます。午前中の委員会におきまして、高橋委員から詳細な質問がありまして、重複を避けてまして、一、二だけ簡単に質問いたしたいと思ひます。恩給法の一部改正法案の提案理由の説明の中に、文官恩給とこの恩給法とは、できるだけ接近して、文官恩給に近いようにやりたい、こういう説明が加えられております。ところが実際にいまおきましては、文官恩給をはるかに下まつておるのであります。これは国家財政の現況にかんがみて、どうも今ただちに文官恩給に即することができない、こういう説明を加えられてあるようであります。そこで私も一番聞きたいことは、できるだけ早い機会に文官恩給と同列にしたいという政府の気持はよくわかりました。国家財政がどういふような点まで上昇して来た場合には、文官恩給と平等にすべきか、こういうようなことにつきまして、一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○緒方副総理 旧軍人の恩給を復活するに際しまして、一つの基本的な考え方として、文武均衡を得たいという希望を持つておるのではあります。が、これはほとんど一に財政上の理由と申し上げてよくないかと思ひます。あります。本年の実施を四月からいたしましたのも、四百五十億という財源が先であつたと言ふこともできるぐらいに、財政の關係が非常に強いのであります。實際問題としては、文武の均衡をとる意味におきましては、文官恩給の若年停止を五年遅らしたといふこと以外にはできておりません。それならば将来どうするかといふことにつきましては、できるだけ均衡をとりたいたいという気持はありますけれども、御承知のような財政の現状でありますので、いつになつたらそれができるといふことは、ちよつとたゞいま申し上げかねるのであります。

○逢澤委員 前途は財政の好転のいかんによつて、今から予言ができません。この恩給法が改定されて、これは私も承知しております。しかしながら、考えておかなければならぬことは、もしそれ文官恩給と同等までに支給するとなれば、どのくらい金額になるでしょうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○緒方副総理 かりに現在の一般文官の恩給額と同列のものとしたとしますと、年間として千三百六十七億という数字が出て参ります。

○逢澤委員 次に御尋ね申し上げたいことは、同じ太平洋戦争に召集されながら、この恩給法から除外される者があつた。これはほんの紙一重のことになつておるのです。私も院内の遺族議員連盟の方々の気持も、紙一重だと思ふ。支給を受ける者と受けない者が紙一重で、同じ戦病死でも隣の人には受けておるのに、こつちの人は受け

られないといふようなものでございましてあります。これらに對する処置であります。案として十五国会に提案されておりますこの法案では除外されておるのであります。そこでこれらの具体的な問題については幾つもの事例があるのであります。数にしては、そう大したことはない。大体百分の四ないし百分の五といふことを承つておるのであります。それらの紙一重の処理に對しまして何かお考えがあるかどうか。もしお考えがあると思ひますれば、この機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○三橋(副)政府委員 今の御質問は、現在行われております援護法に基く遺族年金の事情についての御質問じやないかと思ひます。私は遺族年金の實際に支給されている状況は詳しく存じないのであります。が、令お話のようなこともあるいはあるかと思ひます。それにつきましては、私まだ具體的にはつきりしたものを聞いておりませんので、確たることを御返事申し上げるような資料を持つていないのでございまして、確たることがわかりました上におきましては、適切な措置を講ずるようになつたと思ひます。

○逢澤委員 これはむしろ援護局の方の關係になるようなお話であります。が、たとえていいますと、召集されて外地へ行つておつた、しかし病氣をしてこちらへもどつて、そして病院で療養した、その後宅に帰つてなくなつたといふような種類のものなんですか、援護法においては一応援護の對象になつておるようでありまして、恩給法ではそれが除外されるような形にな

○稲村委員長 御意見もつとも存じますので、善処したいと存じます。午前の審議はこの程度にいたし、午後一時より再開いたします。暫時休憩いたします。午後零時三分休憩。午後一時四十五分開議。○稲村委員長 再開いたします。午前中に引き続き、質疑を行います。逢澤寛君。○逢澤委員 緒方副総理に、二お伺いしたいと思ひます。午前中の委員会におきまして、高橋委員から詳細な質問がありまして、重複を避けてまして、一、二だけ簡単に質問いたしたいと思ひます。恩給法の一部改正法案の提案理由の説明の中に、文官恩給とこの恩給法とは、できるだけ接近して、文官恩給に近いようにやりたい、こういう説明が加えられております。ところが実際にいまおきましては、文官恩給をはるかに下まつておるのであります。これは国家財政の現況にかんがみて、どうも今ただちに文官恩給に即することができない、こういう説明を加えられてあるようであります。そこで私も一番聞きたいことは、できるだけ早い機会に文官恩給と同列にしたいという政府の気持はよくわかりました。国家財政がどういふような点まで上昇して来た場合には、文官恩給と平等にすべきか、こういうようなことにつきまして、一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○緒方副総理 旧軍人の恩給を復活するに際しまして、一つの基本的な考え方として、文武均衡を得たいという希望を持つておるのではあります。が、これはほとんど一に財政上の理由と申し上げてよくないかと思ひます。あります。本年の実施を四月からいたしましたのも、四百五十億という財源が先であつたと言ふこともできるぐらいに、財政の關係が非常に強いのであります。實際問題としては、文武の均衡をとる意味におきましては、文官恩給の若年停止を五年遅らしたといふこと以外にはできておりません。それならば将来どうするかといふことにつきましては、できるだけ均衡をとりたいたいという気持はありますけれども、御承知のような財政の現状でありますので、いつになつたらそれができるといふことは、ちよつとたゞいま申し上げかねるのであります。

○逢澤委員 前途は財政の好転のいかんによつて、今から予言ができません。この恩給法が改定されて、これは私も承知しております。しかしながら、考えておかなければならぬことは、もしそれ文官恩給と同等までに支給するとなれば、どのくらい金額になるでしょうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○緒方副総理 かりに現在の一般文官の恩給額と同列のものとしたとしますと、年間として千三百六十七億という数字が出て参ります。

○逢澤委員 次に御尋ね申し上げたいことは、同じ太平洋戦争に召集されながら、この恩給法から除外される者があつた。これはほんの紙一重のことになつておるのです。私も院内の遺族議員連盟の方々の気持も、紙一重だと思ふ。支給を受ける者と受けない者が紙一重で、同じ戦病死でも隣の人には受けておるのに、こつちの人は受け

られないといふようなものでございましてあります。これらに對する処置であります。案として十五国会に提案されておりますこの法案では除外されておるのであります。そこでこれらの具体的な問題については幾つもの事例があるのであります。数にしては、そう大したことはない。大体百分の四ないし百分の五といふことを承つておるのであります。それらの紙一重の処理に對しまして何かお考えがあるかどうか。もしお考えがあると思ひますれば、この機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○三橋(副)政府委員 今の御質問は、現在行われております援護法に基く遺族年金の事情についての御質問じやないかと思ひます。私は遺族年金の實際に支給されている状況は詳しく存じないのであります。が、令お話のようなこともあるいはあるかと思ひます。それにつきましては、私まだ具體的にはつきりしたものを聞いておりませんので、確たることを御返事申し上げるような資料を持つていないのでございまして、確たることがわかりました上におきましては、適切な措置を講ずるようになつたと思ひます。

○逢澤委員 これはむしろ援護局の方の關係になるようなお話であります。が、たとえていいますと、召集されて外地へ行つておつた、しかし病氣をしてこちらへもどつて、そして病院で療養した、その後宅に帰つてなくなつたといふような種類のものなんですか、援護法においては一応援護の對象になつておるようでありまして、恩給法ではそれが除外されるような形にな

○稲村委員長 御意見もつとも存じますので、善処したいと存じます。午前の審議はこの程度にいたし、午後一時より再開いたします。暫時休憩いたします。午後零時三分休憩。午後一時四十五分開議。○稲村委員長 再開いたします。午前中に引き続き、質疑を行います。逢澤寛君。○逢澤委員 緒方副総理に、二お伺いしたいと思ひます。午前中の委員会におきまして、高橋委員から詳細な質問がありまして、重複を避けてまして、一、二だけ簡単に質問いたしたいと思ひます。恩給法の一部改正法案の提案理由の説明の中に、文官恩給とこの恩給法とは、できるだけ接近して、文官恩給に近いようにやりたい、こういう説明が加えられております。ところが実際にいまおきましては、文官恩給をはるかに下まつておるのであります。これは国家財政の現況にかんがみて、どうも今ただちに文官恩給に即することができない、こういう説明を加えられてあるようであります。そこで私も一番聞きたいことは、できるだけ早い機会に文官恩給と同列にしたいという政府の気持はよくわかりました。国家財政がどういふような点まで上昇して来た場合には、文官恩給と平等にすべきか、こういうようなことにつきまして、一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○緒方副総理 旧軍人の恩給を復活するに際しまして、一つの基本的な考え方として、文武均衡を得たいという希望を持つておるのではあります。が、これはほとんど一に財政上の理由と申し上げてよくないかと思ひます。あります。本年の実施を四月からいたしましたのも、四百五十億という財源が先であつたと言ふこともできるぐらいに、財政の關係が非常に強いのであります。實際問題としては、文武の均衡をとる意味におきましては、文官恩給の若年停止を五年遅らしたといふこと以外にはできておりません。それならば将来どうするかといふことにつきましては、できるだけ均衡をとりたいたいという気持はありますけれども、御承知のような財政の現状でありますので、いつになつたらそれができるといふことは、ちよつとたゞいま申し上げかねるのであります。

る。そういうようなものに対しては恩給法と援護法とを並行して、恩給法に漏れたものは援護法によつてこの救済をやつて行くことになるかどうかということについて、もしおわかりであつたらお答え願ひたいと思います。

○三橋(副)政府委員 けさ田辺局長からは、今お話のように外地で病氣になつて内地に帰つて来た、あるいは内地で召集されて部隊に勤務して病氣になつた、そして自宅に帰つて、そして自宅でもつてなくなつた、そういうような方について、はたして公務のためになくなつたものか、あるいは公務以外の原因によつてなくなつたものであるか、こういうことは非常にむずかしい問題であつて、その点についていろいろ検討を加えておるために書類の審査が遅れてゐるものがある、こういうようなことを田辺局長からお伺ひしたのでありますが、私も田辺局長の説明を聞いておまして、なるほどそういうこともあるだろうということをお察したのであります。今お話の自宅でなくなつたことがはたして公務のためになつたものであるか、あるいは公務以外の原因のためになつたものであるかといふことは、具體的な処理に當つて考えるべきこととございまして、今一般的にこのことにお答えすることはちよつといたしかねるところでございまして。

○達澤委員 幸いさうは緒方副総理が見えておられますので伺ひしますが、ただいまの問題は大きな政治問題であると考えるのでございます。公務であるかないかというその原因が鮮明でないから対象にしない、こういうことだろうと思ひます。しかしながら一

応召集令状によつて召集されて、そして家庭の者等の立場から言ひますと、召集さへ受けなければこういうような病氣にかからなかつた、召集されるものはおそらく相當の健康なものである、その健康な者が召集されて、その召集によるいろいろな過労の結果、ここに病氣を生じた、その結果死んだ、こういうところに原因がある。私の申し上げる紙一重というのはそんなであります。それでこれは事務的に考へて来るとやはり今のようない問題が出て来る。いやしくも召集によつた戦死者ないし戦病死者に対して恩給法を適用して、国家がその労に報ひようとするこの法律を考える以上は、これから残された者——いやしくも召集令状によつて召集されて、そして病氣をしてその病氣が原因となつてなくなつた者に対しては、私は何か考へ方をしなければ相済みぬと思ひます。これは事務的に

はなか／＼処理していく問題だと思ひますので、それらに対してはもつと政治的に、たとへていへば戦死者ないし戦病死者に対して十を与えるとするれば、それらに対しては何がしかの減額をしても、国家として労に報ゆるというところをしなければならぬと思ひます。緒方副総理はこれに對してどういふような見解を有しておられるか、一応お尋ねしておきます。

○緒方副総理 いろいろ問題につきましても恩給特別審議會でもいろいろな角度から検討されて、結局やむを得ず今御提案をしておるような形になつておるものであります。今御指摘のような不満は必ずあると思ひます。こういうことにつきましてもさら

○達澤委員 この恩給特別審議會の答申のいろいろなことを拝見いたしました。でも、あの構想の中には前の軍人恩給法を中心とした、そしてそれを中心として改善したその雰囲気がよくわかるのであります。そこで前の軍人恩給法から考へると、あの文章の中には今私が指摘したようなことがやはり漏れておるといふことなんです。私どもがこれら多数の関係者からの意見を聞きましては、従来の恩給法は

——従来の日本の戦争の範囲というものがきつて狭い範囲で行われていた。たとへていへば支那大陸の半分を中心にしてゐる。こういうような狭い範囲で行われておつたから、そういうようなことでよかつた。ところが今度の戦争は御承知のようなきわめて広い範囲において行われたのであつて、そこで前の軍人恩給法では予想のつかないかつたような場合がたゞさんできて来ておるといふのがこの罹災者の考へ方であらう。一般の考へ方もまたそこにあるだろうと思ひます。そこでまず一応の了解があるといへども、ここに恩給法が制定されて、そうしていよいよこれが給付になるといふことになりまして、ほんの紙一重でこの選から漏れる者の気持といふものは、まことに同情に値するものがあるものであります。ただいま副総理からよく研究して善処しようといふ御回答を得ましたので、私どもはこれはぜひ筋の立つことをひとつお考えを願ひたいと思ひます。

○緒方副総理 これら恩給局長に質問をいたしたのであります。……
○稲村委員 達澤委員に申し上げますが、緒方副総理がお急ぎのことでは

ありますので、緒方副総理に対する質疑を先にお願ひしたいと存じます。
○達澤委員 それでは私の質問は一応これで終ります。
○稲村委員 それでは緒方副総理に對する質疑をしていただきます。堤(ツ)君。

○堤(ツ)委員 副総理に率直にお尋ねをいたしますから、副総理もよくはつきりと答えていただきたいのでございまして、恩給法の一部を改正する法律案につきては、国民の輿論もいろいろございまして、なか／＼重要な法案であると私どもは考へておりますが、政府のこの法案に對する根本理念を承りたいのでございまして、今日の日本の憲法のもとでは、はつきりと軍隊はございせん。あるいは吉田内閣だけのやみ軍隊があるかも知れませんが、それは筋が通らないと思ひます。今日日本の國家的見地から見ると、その軍隊のないことになつておりますが、その軍隊のない今日、軍人恩給を復活されるにあたりまして、元の大將から一兵卒までの十七階級というものをこの中に織り込んで出して来られておるのでございまして、今日軍隊がないものとして、あるいは軍隊があるものとして、あるいは法律を打出されたことについて政府のしかとした御見解を承りたいと思ひます。

○緒方副総理 今日日本に軍隊がないことはただいま御指摘の通りでありますので、軍人恩給という言葉を使つておられますのはお耳にさからうかも知れませんが、政府といたしましては、この軍人恩給を復活いたしましたのは、厳格な意味では既得権とは申され

ないかも知れませんが、占領中に總司令部の覚書によつて軍人恩給を廢止したは制限されておつたのでありますけれども、しかしこれは廢止または制限されておりました、そういう一つの既得の位置があつたといふことは認めざるを得ないのであります。その既得の位置といふものは、權利といひますか、そういうものでもなくしてしまひますことは、はなはだ社会的にも穩當でないし、一面また軍人恩給を廢止または制限いたしましたことで、太平洋戦争の責任を軍人のみに負わせておるかのような感じを与へますこと

も、政府の見解としてはよくないといふ考へから、先般特に恩給特別審議會というものを国会の御承認によつて設けまして、いわゆる旧軍人の恩給制度をいろいろな角度から検討してもらつたその結果、建議として出て参つたのであります。政府といたしまして、その建議の趣旨はもつともであるといふ見解に立ちまして、今回の法案を出したような次第でございまして、それから階級制度はおかしいといふ議論も一つの御意見であります。軍人恩給をつくりまして以上、やはりできるならばその受給者が現役を去りましたときの事情に近寄らせたいといふ考へから、そのまゝの階級を存置しておるような次第であります。

○堤(ツ)委員 ただいまの旧軍人に対する恩給は一つの既得権であるといふ見方は、確かに既得権であることは私も否定いたさないものでございまして、しかし戦争によつて、持つておつた既得権を侵されたという例は、単に軍人のみではない。軍人は恩給法という形において既得権を侵害されておる

というところは主張し得ますけれども、農民や中小企業者、あらゆる給与生活者、国民全般が既得権を失つたといふことは、私ははつきりした事実だと思ひます。一般の者が持つておつたところの財産であるとか、いろ／＼な面におけるところの既得権を何ら補償することなくして、軍人だけに恩給法の改正という名前で既得権をお認めになるといふことは、旧軍人だけを優遇する考え方であると思ひますが、これらの均衡をどうお考えになりますか。

○経方国務大臣 お話の通りでございますが、政府といたしましては、恩給に何と申しまして公務員に対する一つの義務になつておるのでございまして、潜在的にせよ既得権に近いものが認められます以上、それを考えないわけには参らないのであります。ただ今お話になりましたような社会的事情が明らかにありますので、政府はきわめて慎重な態度をとりまして、軍人恩給に関する恩給特令審議會を設けて、こういうことで構想を練つてみようというところについてまず国会の承認を求め、国会の御承認の結果できました審議會で、各方面の良識を集めて慎重に検討した結果この建議となつて現われたいやうな次第でありまして、ほかに既得権が失われたものがたくさんあるのではないかとすることは明らかな事実であります。政府としてはそういう見解の上からまずつてこの軍人恩給に関する恩給法案を提出いたした次第でございます。

が、職業軍人、軍属をも含めて一般召集の方々が第一線に散つた、従つて戦傷者、戦没者の遺族等はたくさんおられるので、その方々の一般国民よりもさらに大きい犠牲に對して政府が何とか補償するといふのならばわかるのでございまして、旧軍人だけの既得権の復活を認め、他の一般国民の既得権を顧みないといふ行き方に対しては、根本的に間違つておるといふことを指摘いたしておきます。

次に、戦傷者、戦没者遺族等が戦争の結果たくさん出ましたが、この人たちに對しては十分國家の償いをしなればならぬことは常識でわかりまして、従つてこれらの人たちに對する償いはいかなる方法ですべきか。またかつての既得権であるところの恩給権を持つた人たちがこれと同様にあらうといふことをひづくるめて考えましたときに、この人たちの損害を補償する意味において、何も第一線で戦つた人たちだけが戦争の責任を負うのではないという考えを持ちたいならば、この人たちの既得権をある程度認めるとか、かつての軍人恩給復活のための恩給法の一部改正という表現の仕方にあらずして、もつとびつたりする表現の仕方があるのではないかと。たとえて申しますれば、今回政府がお出しになつておられますところの恩給法の一部改正の裏づけである予算の總額は八箇月分で四百五十億であります。この四百五十億を私たちが検討いたしますときに、九〇%近くのものゝ一般の戦傷者、戦没者遺族等の援護法の対象になつておつた人々でございます。そういうことになつて参りますと、世間に疑問を持たれながら、再軍備の伏線とまで極論され

ながら、何も恩給法の一部改正法律案という名目で政府がこれを出されなくとも、戦争犠牲者の補償法案であるとか、あるいは戦傷者、戦没者遺族等の年金法案であるとかいふような、名前と内容とははつきりと合致したものにおいて出されるならば、國民の理解を招かないと思ひますが、この恩給法は、政府は御提出になる前に、お考えになつたでしょうか、これを一応お伺ひいたします。

○経方国務大臣 そういう点も特例審議會においてはいろ／＼な角度から研究をされたのであります。政府といたしましては研究の結果、文官恩給が引き続き支給されておられます以上、武官の軍人の恩給といふものを、占領下におきましてはやむを得なかつたにしても、それを復活することが適當であるといふ考えのもとに、その趣旨に立つてこの提案をいたしたのでございませう。

まできておりますところの保安隊の年金法といふものがやがて必要になつて来ると思ひますが、現在の保安隊といふようなものに横すべりさせて、旧軍人恩給が保安隊の將來の年金か恩給的なものと一つになつて、かつての軍國時代そのまゝの制度に生き返つて来るのではないかと。二、三年先の案など考へておらないとすれば、多分そういう疑問を持つのでありますが、副總理の方ではそういうお考えがあるのではないでしようか。

○経方国務大臣 事實の問題といたしまして、再軍備あるいは保安隊の恩給といふようなものに關連して考へたことはございませぬ。ただ先ほど申し上げましたように、廢止または制限されました旧軍人の恩給を復活する意味で立案いたしましたのでございませう。

○堤(ツ)委員 それではここでひとつしつかりと政府はうそをおつしやらないやうにわが覺は承つておくのでございませうが、後日この法案を保安隊の方に横すべりさせて何と云ふやうなお考へがなれない証に、保安隊のこうした処遇に關する法律はどういうふうな具體的にできておるか、それがありませんならば参考資料として御提出され、今日の保安隊とかつての旧軍人恩給との法律は一つにならないものであつたといふ証を提出したいと存じます。

○経方国務大臣 政府委員から答弁いたします。

○三權(則)政府委員 今保安隊職員の問題の恩給のお尋ねでございますが、保安隊の職員につきましては、上の方の職員は私たちと同じやうな恩給法の

取扱ひを受けております。下の方の職員は警察監獄職員と同じやうな取扱ひを受けて恩給を受けることになつております。

○堤(ツ)委員 それでは一応それで承りました。次に副總理にお尋ねをいたしますが、この恩給法の一部改正にあたりましていろ／＼と内容を検討いたしまして、非常に現行の文官恩給との違ひが出て来る点が多いのでございまして、この際かつての軍人恩給法の一部を改正するにあつて、現行の文官恩給の改正についてはどういふ考えを政府としてお持ちになつておるか。

○経方国務大臣 恩給法の根本的な改正につきましては、現在國家公務員全般の問題といたしまして、人事院で研究いたしております。

○堤(ツ)委員 目下研究中と言われまされども、御存じの通り、今日國民全般には何らの社會保障的な制度がなく、文官とかつての武官との二つに特別の恩給がある。しかもこれが復活されるにあつて、この二つの恩給にさらに落差が生じて来るといふことは、私は國民全体から言ひしめるならば、非常に大きな政治問題であると思ひます。従つて目下研究中とおつしやいましたけれども、前々国会解散以前にも、すでに人事院の方において文官の恩給の改正については案ができておつたやうに仄聞いたしておりますが、それらの点で、これは同時に国会に公正妥當なものをお考へになつてお出しになるのではないかと存じておつたのでありますが、一向出されて参りませんので、こういう質問を申し上げたのでございませう。目下研究中に

あらずして、同時にこれが並行して改められなければならないものであるという点を政府はお考えになつて、ひとつ本国会に善処されたいと思うのでございます。

もう一つお尋ねいたしたいのは、昨年実施された戦傷病者戦没者遺族等援護法という法律によりまして、百八十万の英霊を対象としたいたした方に援護的な暫定処置がとられたのでございますが、この援護的な暫定処置は、遺族から言わしめてもまた国民感情から申しましては非常に妥当性を欠き、こんなことではいけない、何とか政府の言質をどうというので政府を難詰いたしましたところ、政府は特別審議会を設けて、その結論をまつて善処するとお答えになつて国会を通過し、そうしてこのたび恩給特別の審議会で結論が出て、その審議に基いてやつたというところの恩給法の一部改正を出して来られたのでございますけれども、この恩給法の一部改正を拝見いたしております、右は自由党から社会党の左派に至るまで各党これを拝見しまして、ほんとうに戦傷病者戦没者遺族等が、恩給権を持つ者がこの中で救われ、持たない者がこのスライドするところの援護法の一部改正によつて、同時に満足の行く処置をとられて、これをごえんじうかと申しますならば、それでないでございませう。国民の声を無視して、非常にたくさんの方を救つておいて、恩給法の一部改正を並行して出されているのでございませうが、政府は国会の陳情、請願などにもかんがみまして、一度ここで面子を捨てて、この二つの法案については徹底

的な審議をなさなければ、通過が困難ではないか。なぜならば、われわれの厚生委員会におきましても、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正にあたりましては超党派的に非常に不満だという声がございますし、また恩給法の一部を改正する法律案につきましても、恩給局長などの説明ではどうもがえんじうがたい点がございます。たとえば私が指摘いたしました十七階級などにつきましても、保守党の議員の中にさきも今日かくのごとき階級差はけしからぬから、ひとつ超党派的に手を握つて行つてこの恩給法の一部改正は修正しようじやないか、こういう意見もあることをお考えになつて、政府はここで虚心坦懐に予算を改進黨と妥協になりましたこと、保守反動的な五大大法案の一つであるといわれているこの法案を一応撤回されて、修正に應じなされる御意思がごく最近にあるかないか。ないならば、これはまことにけしからぬことでありませうから、考えさしていただきたい。これはもう考えないといけませんのです。

○緒方国務大臣 御意見は承りました、政府は軍人遺族の生活状態にかんがみまして、この提案をごく最近の機会に撤回するというつもりはございません。

○堤（ツ）委員 一度御提案になつたものでございませうから、そうあつたりと副総理ともあろう人がこれを撤回するなんて、それは一議員の前に言えないかもしれないけれども、私は率直に申し上げておきますが、こんな恩給法の一部改正、こんな援護法の一部改正で、政府は遺族にこたえ、軍人にこたえたつもりかもしれないが、多数の戦争遺児や、未亡人や、遺族や英霊にこたえて、真に戦争犠牲者に国が償つて返すという精神は盛られておらないのであります。また自由党の中にもずいぶん異議をお持ちの方があつたのでございませうから、これをひとつしつかりと耳に入れておかれますと、どうか緒方副総理は修正に應じられるように特にお勧めしておきたいと存じます。それから最後にもう一度私は緒方副総理に念を押しておきますが、大體戦争犠牲者の英霊とか、遺族とか、遺児とかいうものに対しては、慈善憐憫的な立場から援護するのが国の義務とお考えになつておるか。それからいやそうではなしに、この人たちに大きな犠牲を背負わせたのであるから、生活を保障する意味において国家が償わなければならぬというお考えをお持ちになつておるか、戦争犠牲者に対する根本的な政府のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○緒方国務大臣 戦争犠牲者に対する救済の意味ももちろんございませうけれども、政府が立案いたしました趣旨は、恩給法の復活というところにあるのでございませう。

○堤（ツ）委員 緒方副総理は、恩給法の一部改正やら遺族援護法について、問題がこまかいとお考えになつております関係が知りませんが、あまりピンと行かないようでございませうが、もう一度お尋ねをいたしますのは、戦争のために犠牲になつた人たちに、ある程度の弔金を出したり、年金を出したり、補償をしたりすることは、助けという意味であるのか、また国家が当然償わなければならないとお考えになつておるか、それについてお答えを願ひたい、こう申すのであります。

○緒方国務大臣 これは国家の公務員に対する課せられたる義務としてやつておるのであります。

○堤（ツ）委員 さすれば閣内の大臣の間において違いがあるのであります。厚生委員会において厚生大臣はあくまでも戦傷病者、戦没者、遺族等は援護するものであるという考えを持つておるとお答えになつた。副総理は国家の義務として補償しなければならないとお考えになつておつても、当の厚生大臣が援護するものであるという建前をとつて、堂々とこれを国会で正式に答弁しておいでになるのであります。閣内の思想統一が行われておらないことは確実だと思ふ。閣内の思想統一ができておらないからこそ恩給法の一部改正と、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正をここに持ち出してきて、援護やら補償やら、一休軍人に重きを置くのやら普通一般戦争犠牲者に重きを置いておるか、ピンとどこに置いて、何に向つて進んでいるかという政府に一貫した考えが流れておらない。そこで、あるところでは援護となり、あるところでは補償となり、あるところではその補償が、いわゆる補う補償と、社会保障の保障とありますが、この三つが入りまじつて何ら思想の一貫しないものになつておる。政府は恩給法の一部改正を出しになつておりますけれども、要するに地下の英霊を慰め、その国家的犠牲に對して謙虚な気持ちで、この方々の家庭に對して国が何とかしなければならぬ、少くとも国家が償わなければならない、あくまでもそれは社会保障的な

見地からこれをなさなければならぬという考えを持つて對処しておるのでございませうけれども、政府は、あるときには援護と称し、あるときには補償と称し、またあるときには保障と稱して、何ら戦争犠牲者に対する一貫した研究ができていないところに、去る二十七年年度の援護法の審議のときにもつたかれ、この二つの法案の改正にあたつても、大臣の答弁が違つて、支離滅裂的な状態になつたと思つたのでございませう。（恩給法の審議をやつてゐるんだ）と呼ぶ者あり。今恩給法の審議であるという声がございましたけれども、恩給法の審議どころか、内容の九十パーセントは戦傷病者戦没者遺族等の援護でございませうから、これは自由党のように切り離して考えることはできないのでございませう。もう一度虚心坦懐に閣議にお持ち出しになつて、この二つの法案を検討されてから、もう一度頭を洗つて国会にお出直しを願ひたいということをお願い申し上げます。御勉勵になりませう。これで一応他の方に譲ります。

○稲村委員長 鈴木義男君。

○鈴木（義）委員 緒方副総理がせつかく出て来られました、あまりよくわかつておられないようでありませうから、わからなければ率直にわからないと仰せられて、恩給局長の方に答弁を譲られるように希望いたします。

第一の質問は、恩給を今年の予算に組んでおりますのが四百五十億ということでありませうが、九箇月分であるから、實際は五百七十七億である。それはどういふ根拠から出て来た数字であるか、恩給制度をお考えになるについ

て、それらを合計すると、こういう数字になるのか、大体四百五十億くらいしか出せないの、それに合うような制度をお考えになつたのであるか、そこをお尋ねしたい。

○緒方国務大臣 政府委員からお答えいたします。

○三橋(剛)政府委員 今の御質問は、四百五十億に押えたのは、一休金を先にきめてしまったものかどうかわからないが、御質問がなかつたかと思うのでございますが、実は政府内部におきましては、昨秋建議されたところもございまして、でき得るならば、あの建議されたように恩給を給するような措置を講じたいということで実は予算の検討をいたしましたのでござい

す。しかしその建議された通りに恩給を給しますことが財政当局の財政上の見解からいたしまして困難ということになりましたので、そうしてその支給し得る限度は、どうしてもこの限度しかないということになりましたので、実はこういうことになつたのでござい

ます。しこうしてこの四百五十億円として、内容は、計数的に整理いたしまして一応こういうところにとめたのでござい

ます。

○鈴木(義)委員 私はこれからいろいろと聞きたいのでありますが、おそれる数字にわたることが多いので、緒方国務大臣は答えないのじやないか。ほんとうは答えないならぬ程度

の数字でございまして、そうだとすると、大臣に対する質問だけにしてくれ、局長が答えるのなら質問をやめてくれというお言葉がありますので、それなら留保するほかないのでありま

す。ひとつ聞いてみてそれであればやめることにいたします。文官の恩給の額及びその総数はどういふことになるか、文武官を合せたものがどういふことになるか、その予算の金額に

対するパーセンテージをお伺いいたします。副総理がお答えになれば、ここで質問を留保して中止いたしま

す。

○緒方国務大臣 政府委員からお答えをします。

○鈴木(義)委員 それではばくの質問は後に譲ります。

○稲村委員 それでは副総理に対する質疑を続けます。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 先ほどの応答を伺つておりますと、副総理のお答えでは、一応今回の恩給法一部改正は、潜在しているという形であるけれど

も、軍人としての既得権の復活ということ、それから太平洋戦争の責任を軍人にのみ負わせるということとはよくないというお考えのもとに、今回の改正をせられるというように伺つたのでござい

ますが、そうすると今回の恩給法の一部改正の主たる目的は、職業軍人の既得権の復活、その恩給の復活という

ことを中心としていふと考えてよろしいわけではござい

ますか。

○緒方国務大臣 厳格な意味で既得権の復活ということは私はできないと思

いますので、その点がある形で復活したのでござい

ます。

○長谷川(保)委員 私は今回の恩給法の改正の根本的な観念に対して、非常な疑問があるのではありません。この点は提委員もちよつと伺つたようでありま

すけれども、今回の恩給法の改正は、御承知のように七年以上引続いて軍務にあつた者のみが一般の原則的にい

えば恩給を受け、そうでない短かい者に一時恩給というふうなものがあるかと思ひます。私は、太平洋戦争におい

て召集されました軍人諸君のうちで、応召軍人の損害は非常に大きかつた、その損害は非常に大きかつた、なく

なつた方はいちばん多いと思いますが、負傷した人にもいろいろありますが、負

損を受けた人にもいろいろありますが、この応召軍人の受けられまし

た損害と、職業軍人の受けられまし

た損害というものと、一般論ではござい

ますが、その損害の程度につきま

して副総理はどういうふうにお考えになつておられますか。

○緒方国務大臣 この恩給法の一部改正法案の考え方は、職業軍人と応召軍人に対しての区別は全然持つていないのでありまして、七年という年数が妥

当であるかどうかというところにつきま

してはいろいろ議論があると思ひま

すけれども、職業軍人も応召軍人もおしなべてその恩給年限に達した者に

は支給するのでありまして、こういう法案の制定にあたりましては、それ以上によりやうがな

いと考えておるのではありません。

○長谷川(保)委員 七年という期限が

妥当であるかどうかおわかりにならな

い、これは妥当だといふお考えでつ

くつたに違ひない。さてそうなりますと、実際にい

て七年以上引続いて軍務にあつた者といふのはほとんど

召軍人ではないと思うが、いかがであ

りますか。

○緒方国務大臣 政府委員から答弁いたさせ

ます。

○長谷川(保)委員 緒方さんでわからなければあ

とでいいです。

この点はすでに世間であらゆる点で

ずいぶんつかれてい

る点であります。私は七年以上という

ことが、旧職業軍人のみを一般の応召軍人より

も非常に重んじていることになると思

う。そこで客観的に非常に不公平にな

るといふことを指摘しておかなければ

ならないのであります。

次に、國家總動員法によりまして動

員せられた諸君、あるいは被徴用者、学徒あるいは女子挺身隊の諸君、

こういう諸君で、みずからの意思によらず徴用せられ、遂に爆死したとい

うな諸君や、その遺族あるいは負傷した

諸君に對しまして、御承知のように

わずかに三万円というやうな弔慰金

が贈られたのみであります。それ以外

の者は年金や、こ

ういふ遺族扶助料とい

うなものは与えられておりません。こ

ういふことは、今の職業軍人に対する

國家の義務とおしや

います立場から申しまして、不合理

と思ひませんか。

○緒方国務大臣 國家總動員法により

動員された者の負傷につきましては、

たしか援護法でやつておるのでござ

いまして、この恩給は先ほど申し上げ

ました。

したような観点から立案をいたしま

したので、この中には入つておりませ

ん。

○長谷川(保)委員 今申しましたよう

に、總動員法で徴用されて死んだ

者には弔慰金が三万円だけであ

ります。この恩給法の一部改正では、

先ほど申したように、そういう者

に何ら触れておらない。同じ國家の

ために徴用されて犠牲になつた者であ

りますならば、私どもは職業軍人で

戦死した方々あるいはまだ傷病者、

こういう人々を捨てようといふので

はないと思ひます。こういう人々

に對してもわれわれは当然補償すべ

きだといふ立場をとりますけれども、

同時にこの總動員法によつて徴用さ

れた諸君に對しまして、年金もなけ

れば遺族扶助料もないといふこと

でよろしいかと聞きます。副総理の御意見を聞きます。

○緒方国務大臣 國家の財政が許さな

くてやむを得ない措置になつておる

次第でござい

ます。

○堤(ツ)委員 ちよつと議事進行につ

いて……先ほどから私は緒方副総理

の御答弁をこうして横から承つてお

りますが、はなはだ無責任きわまる

、あまり野人めいたことを言わない

で思つて、私のときは遠慮してお

りましたけれども、しかしはこの委員

の質問に對しても、大臣はこの恩給

法の一部改正を提出された提案者

の一人として、責任を持つてお

答えになるやうな御研究もなさ

つておられなければ、その

氣概もない。私はけしからぬと思

つて、従つて委員が質問をいた

しまして、もつとしっかりと答

できるこしらえをして、大臣はここにお出ましになることが、当然だろうと思うのでございます。どうしても緒方副総理がいままでものりくくりとした御返事しかできないならば、この委員会へ出て来てもらつていかうかがありませんから、ひとつ勉強をさせていただく時間を差上げていかうかと思うのでございます。ひとつお諮りを願います。

〔何を言うか〕と呼び、その他発言する者多し

○稲村委員長 柳田君、関連質問はたくさんありますので、一言だけ簡単にお願いいたします。

○柳田委員 ただいまの同僚長谷川委員の質問に関連してお伺いいたします。従来の恩給の概念は、これは天皇から恩恵としていただく、さように解釈しておりました。もとよりこの恩給ができましたのは、西南の役の後のことでありまして、文官恩給はそれからずつと遅れております。ところが主権在民の今日では、この恩給という字句そのものがおかしいのですが、少くとも国民の血税から出た金ですから、結局恩給の概念というものは、そういう点においてはかわつておると思いますが、その点に関してひとつ副総理のお答えを伺いたいと思ひます。

○緒方國務大臣 天皇陛下からやるにしろ、何にしろ、今日の恩給の概念は、恩恵的なものではございません。国家の公務に対して、義務として出しておるのであります。

○柳田委員 それではお尋ねいたします。旧軍人恩給の復活ということを言つておられますが、この恩給法というものは、元々文官にはなかった。この

恩給法というものは、軍人に対する恩給法で、そのうち文官がこの軍人の恩給にくつて行つたのです。従つて恩給法というものの考え方は、元々軍人に対する国家というよりは、天皇の恩恵というところで成立したのです。そこで、その当時恩給法が成立したときの社会背景と、現在の社会背景とは、全然違つておる。すなわち西南戦役、日清戦役、日露戦役のころには、別に国家総動員法もなければ、空襲によつてあるいは原子爆弾によつて、国土が戦場にもなつておらない。あるいは在外資産を喪失したというような海外移住者の問題もなければ、あるいは学徒動員もなければ、勤労隊もない。あるいは強制疎開もなければ、戦争によつて家を焼かれた者もない。そういうふうな、全然戦争というものの概念がかわつておる。同時にまた、そういう戦争によつて被害を受けたところの背後社会というものは、様子が全然かわつておる。その社会背景がかわつておるにもかかわらず、錦の御旗を持つて行つた西南戦役の後の軍人恩給と同じように、復活させた意図はどこにあるのか。この点をひとつ承つておきたいのであります。

○緒方國務大臣 恩給法の由来は、今お話のような事情もあろうかと考えますが、今回のものは、先ほど申し上げましたように、戦争中に恩給法が廃止になつた、あるいは制限された、そこから出発いたしました。文官恩給がある限りは、それと並行して、旧軍人に對する恩給も、できるだけのまかないをしなければならぬ、そういう観点に立つたのであります。

○柳田委員 どうもはつきりしません。

それならば、先ほどの御答弁のように、そういうような国家総動員法によつて犠牲を受けた方々に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて補つておるというふうな言つておられますが、この援護法を見ましてよつて云々という者に対しては、国家補償の精神に基き援護するところあります。従つてこの点は、緒方副総理は認めになるわけですね。そういうような国家総動員法に基いて、戦争によつて犠牲を受けた者に対しては、国家補償の精神に基いて援護する。厚生大臣は援護法をそういう精神で出しておられる。恩給法についても、緒方副総理は、そういう精神的統一はないのですか。

○緒方國務大臣 それは軍人恩給について厚生大臣が説明したことではないと思ひます。

○中川(保)委員 副総理は時間がないようですから、私は関連して一言だけ……これは関連という、関連じゃないと諸君はおつしやるかもしれないが、重大な関連があると思つて、お聞きするので。副総理といえども、そこまかいことは御存じないでしよう。われ／＼もあまりこまかいことは知らない。そこでこの問題は、恩給局長なり恩給局と、われ／＼も十分に話し合ひたいのです。そこで副総理にお尋ねすると同時に、これはわれわれの希望ですが、恩給局を小田原に置いておるといふのは、一体何ごとですか。恩給局の方は、一週間に一ぺんか二へんしか出て来られない。いろいろな問題をいろいろ研究しようと思つても、小田原にある。そういうよう

なことで、小田原に行つたり大磯に行つたりしている。ことに恩給といえ、今重大な連合委員会を開いておる状態なんですから、緊密な連絡をなす上において、恩給局を東京にお移しになる御意があるかどうか。あるかどうかというのでなく、ぜひこれは移していただきたい。希望を申し上げる。これは関連ないとおつしやれば、関連がないのですが、これは重大な関連がある。その点を、副総理からひとつ明確に御意思を承つておきたい。

○長谷川(保)委員 恩給法の改正と考へてもよろしいし、どちらでもよろしい。どこでこれをお救いになるかということは別問題ですから。

○稲村委員長 それでは長谷川君、あと一問だけに願ひます。

○長谷川(保)委員 恩給法の改正案といひましては、この法案はこのまま通していただきたいと思ひます。これを御審議途中で修正するつもりはございません。

○長谷川(保)委員 非常にお急ぎのようでありまして、少し端折ります。今動員法で徴用されました者のうちで、結核が発病いたしました、帰郷いたしました、死にました方々、あるいはまた、總動員法で徴用されておる間に、そういうふうになつた方もあります。あるいは召集されて、結核にかかりまして、うちに帰つて死んだ者もありまして、そういう者たちが、今度全然顧みられないのであります。軍人恩給の線でも、あるいは援護法の線でも、顧みてもらつておりません。こういうような者が、少くとも五万人ぐらゐあると私は思ふのであります。けれども、何ら弔慰金ももらえなければ、扶助料ももらえない。あるいは今日長い間病氣をしておりますけれども、何ら国家から見てももらえない。こういうようなことを、副総理は不合理と思ひませんか。

○緒方國務大臣 国家としては、何とかしなければならぬことだと考へてお

ります。

○緒方國務大臣 それが公務であるかどうかというところに問題があつて、そこまで今日まではつきりしていないのだと思ひます。さらに研究して慎重に

決定すべきものであると思ひます。

○長谷川(保)委員 徴用されて戦牲になつた、これを公務と言わずして何と言ふか。徴用されておつてそれで発病した、あの当時のあの過労と栄養の失調、こういうものを考えれば、結核になつた人も公務と見るのが当然だと思ふ。しかるに政府は単なる財政の問題からこれらの人をオミットしておる。しかるに今日遺族についてはもちろん異議はありませんけれども、この恩給法改正の中に健康な旧職業軍人が入つてゐることは断じて承服できません。これをやるならば、なぜこゝまでしないかと私は言ふのであります。この点すみやかに改正なさる意思があるかどうか。たとい今国会でなくとも次の国会に出すというふうな腹が政府にあるのかどうか、はつきりと承つておきたい。

○緒方国務大臣 この恩給法につきましてもまだ不備な点も相当あるうかと思ひます。今の点だけをこの次の国会で改正するということは必ずしもここで言いかねますけれども、恩給法の指摘されます点につきましても、なおよく検討するつもりであります。

○稲村委員 高瀬傳君。

○高瀬委員 私が一昨日でしたか内閣委員会において政府の所見を緒方副総理を通していただきました点は、根本的にこの恩給法の一部を改正する法律案の内容についてであります。私どもは改進黨の立場といたしまして、先ほどから政府とわれ／＼委員の間でとりかわしてゐる問答を見ましても、一体これがほんとうの恩給権の復活であるか、あるいは一昨日緒方副総理は潜在的恩給権の復活とかいう言葉を使われ

ましたが、とにかくこの問題についてはつきりした政府の見解をただしておきまないと、改進黨といたしましては詳細の内容の論議に入ることはできないのであります。従つて一昨日これは恩給権の復活ではないという緒方副総理の言明があらうとしたが、私はこれについて疑義を持っておりますので、最初から今回この席上においてはつきりした言明を伺うまで問答を続けたいと思ひます。従つてまず第一に、一体政府はこの恩給というものを権利として認めておるかどうか、この点を伺いたしたいと思います。

○緒方国務大臣 一昨日私が申し上げましたのは、厳密な意味でこれを既得権の復活とは認めておりませんと申し上げたのであります。潜在的という言葉を適切であるかどうかはしりませんが、潜在的という言葉が出たのであります。一種の位置が認められてゐるというふうに感ずるので、それに基いて旧軍人に対する恩給をこの措置をするという意味を申し上げたつもりであります。

○高瀬委員 それでは、国家が官公吏に対して恩給を与えるということは法律によつて認められてゐると私は解釈いたしておりますが、そうではないのであります。

○緒方国務大臣 それはその通りでございます。その通りであります。軍人恩給の場合には、占領下ではありますけれども、政令といたしましてこれを一度廃止または制限いたしましてした。その事実があらうしたので、既得権の復活といふことは厳密な意味でいふとできない、そういう解釈をとつております。

○高瀬委員 しかし昭和二十年十一月二十四日の總司令部の覚書に基いて政府は同年勅令六十八号を出し、それに引續いて講和条約が発効したとほとんど時を同じくいたして、五月二十一日であります。恩給法を二十八年度の三月三十一日まで延期するという特例法を出した、こういうことになりまうと、一体この特例法は何に基いて出されたのであります。これは非常に疑問とせざるを得ない。

○三橋(訓)政府委員 講和条約の効力の発生に伴ひまして、講和条約の効力発生後何らの法律的措施が講ぜられなない場合には、六箇月立つた場合において失効する、こういう法律が制定されたのでございまして、その間に何らかの法律的措施が講ぜられた場合にはおきましては別といたしまして、講ぜられぬときはそういうようなことになることになつたのでございまして、そこでその法律に基きまして、六箇月以内に今高瀬委員も仰せられますような措置が講ぜられたのでございまして。

○高瀬委員 そういたしますと、この特例法は、国家の持つてゐる法律でちやんと義務づけられてゐるところの恩給を支払うという義務を全然認めず、ただ形式的にこれを出したのであります。この点私は非常に疑問に思ふ。恩給権といふものを認めておらなないと私は考へる。

○緒方国務大臣 私十分心得ております。政府委員から御返答申し上げます。

○高瀬委員 それでは一体政府は、日本が独立国になつた今日、かつての武官の恩給に対する既得権を尊重しない

おつもりなものであります。つまり文官と武官と差別をつけて恩給を支給する、あるいは文官には、たとへば追放になつても、追放が解除になれば恩給に對する既得権を与える。しかし武官についてはボツダム勅令で總司令部の覚書があつたから恩給権が全然ない。内在的なそれらしいものを基礎にして、恩給法の一部を改正する法律案を提出した。これでは根本理念が明らかでないものであります。一体文官と武官と何がゆゑにそういうふうな恩給権といふかつての権利に對して相違をつけるのか、あるいはいつていないのかもしませんが、その点がはつきりしない、われ／＼改進黨としてはこの内容の審議ができませんのであります。これは改進黨の總意であります。政府はこの点についてはつきりとした見解を披瀝していただきますことを私は切望いたします。

○緒方国務大臣 政府といたしましては、軍人恩給に関する限り、一時廃止されたという見解をとつておるのであります。既裁決の恩給証書のようなもので、廃止されたのであります。しかしながら国といたしまして、旧軍人の位置を何とか認めて、その恩給に當る措置をしなければならぬというところから、今度の恩給法案を出したのであります。従つて、今何か区別があるかというお話であります。概念として區別はありませぬけれども、一応廢止されて、一面におきまして恩給がないところから出発したために、数字の点において非常な不均等なものがある。現れた事実が存在するのであります。

○高瀬委員 どうも緒方副総理の答弁

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

はつきりしないのであります。それは、文官が追放になつた、それが解除になつた、そうすると自然に自動的に恩給権ができた。それと同じように、かつての軍人全体に對して、總括的に總司令部の覚書で廢止されたけれども、講和条約と同時にこの勅令六十八号は當然効力を失う、これは法理的に見て當然だと思ひます。講和条約の効力と同時に、このアメリカの覚書なんというものは當然効力を失うのであります。講和条約の効力と同時にこの勅令六十八号は効力を失うといふのは、法律的に解釈して當然なのであります。従ひまして、この恩給法の改正といふものは、軍人の既得権の復活の上に立つて論議されなければならぬ。ただ金額の点について、四百五十五億、あるいは十二月まで五百七十七億といふ点は、国家財政の見地から見てもやむを得ない。この点を追究するものではありませぬが、たとい戦争に負けても明らかに軍人には恩給権がある、ただそれが完全に復活することができないから、国家の現状に依じて、四百五十五億の範囲でわれ／＼は審議を進める。これならば話がわかるのであります。一体恩給権があるのかないのか政府もわからないし、審議する方もわからない、うやむやのうちにこの恩給法を審議すると、将来日本再建にとつて大きな禍根を残すと思ひます。緒方副総理にはお忙しいところを恐縮とは思ひますけれども、この点を政府としてもはつきりと見解を披瀝して、その上に立つて堂々とわれ／＼は審議を進めて行きたい。私は決して恩給法の一部改正に反對するものではないのであります。その点がはつきり

いたしませんと正確なる基礎の上に立つてこの問題を論議することができない。これは当然政府としての義務であらうと思ひますので申し上げておきます。

○諸方國務大臣 先ほどの私の答弁を繰返すようであります。政府といたしましては、ポツダム政令によつて一度停止されたものでありますだけに、その恩給を復活する場合に、多少の不均衡があつたことはやむを得ないという解釈に立つておるのであります。これは先ほど申し上げた通りであります。

○高瀬委員 だいたいま副総理の言われた多少の不均衡という不均衡を私も問題は問題にしてゐるのではないのであります。恩給というものは、明らかに経済上の獲得能力喪失に対する損害の補償であるというところを高木三郎氏も言つておられます。それからまた、この制度の特質というものは、退職または死亡のときの条件に応じて、その後において適當な生活を維持するに必要な所得を与えることを目的とする。こういうことに大体通念はなつておりますから、これが恩給であるかないかによつて、将来物価の変動その他に従つてベース・アップをする場合、たとえば文官においては、すでに二十三年、二十五年、二十六年には二回、計四回にわたつてベース・アップをしてゐるのであります。従つてこの恩給法の一部を改正して、将官、佐官あるいは兵、十四階級にわたるにいたしましても、十七階級にいたしましても、恩給を与えた場合に、これが、恩給の復活であるかどうかということによつて、将来これらの受益者が、物価が上つたからこ

れを上げてくれ、あるいは上げてくれないというところ、ほんとうの根本的な基礎になるものであります。これは政府にとつても非常に重大であるし、この改正を取扱われ／＼にとつても非常に重大な問題でありますので、これはどうしても恩給の復活だという建前をはつきりしておきませんと、政府にとつて大問題だと思ひます。われわれも責任は重大であります。従つて、私は今まで内閣委員会でも何い、また今日拜聴した緒方副総理によつて代表される政府の見解によつては、改進黨としてはどうして内容の審議に立ち至ることができないだらうと思ひますので、この点について十分御考慮願ひたいと思ひます。

○緒方國務大臣 今仰せになりました意味の恩給の復活ということは言へると思ひますけれども、既得権そのまゝのものが復活するということは、どうも私は言へないと思ひます。

○高瀬委員 確かに既得権そのまゝの復活ということは、恩給の内容によつては、いわゆる国家財政によつて規制されておりますから、その点は私も率直に認めます。恩給の復活といつても、實際、対象が今まで通りの恩給をそのまま復活して恩給をもらおうとするれば、相当な金がいります。しかしながら国家財政の内容によつて規制されておりますからその点を私ははかれば申すのでありません。しかし根本的の概観からいへばこれは恩給の復活である。しかし国家財政の内容から見れば、この程度の問題——それから敗戦後のいわゆる日本の社会状態に於いて、必ずしも上に厚く下に薄いという考えはよろしくないから、こういうふうには正

する、そういうことをやりましても、これは決して恩給の復活そのものではないと思ひます。私は思ふのであります。日本の置かれた経済的立場、國際的立場あるいは社会情勢ということから勘案して、いろいろ内容的の變化は、おそらく恩給を受ける方々も容認されると思ひます。そして根本的にこれが恩給の復活であるという政府の正しい見解を披瀝されても、ある一部の人が主張してゐるようには、再軍備の前兆であるとか、あるいは保安隊の關係があるとか、私どもはそんなちやなことを考へておるものではありません。それから職業軍人に対してこの恩給をやるといふ言ひを言ひますけれども、そんなことも全然ない。一体将官級といふものはこの總数の一割にも當らない。大体この恩給を受ける者は下級の將校であり、下士であり、応召兵であつて、いわゆる將軍連とか中堅幹部などは總数の一割ぐらゐにしか當らない。先ほど長谷川君が盛んに職業軍人、職業軍人と言ひましたが、私はそんな誤つた觀念でこの恩給法の改正を論議したくない。大体將官級といふものは、全部の恩給を受ける者の總額の一割にも満たない。だからこの点は政府も自信をもつて、恩給の復活なり、但し財政に規制されるから、いろいろな異動あるいはいろいろな變化はやむを得ない、こういうふうには答弁しておかれたいと思ひます。私は別に政府に教えるわけではありませんが……

○緒方國務大臣 厳密な意味で既得権の復活といふことはどうしても言へないと思ひますが、觀念としての恩給権、それは文官の恩給の場合と少しもかわらないといふことは言へると思ひます。

○高瀬委員 どうも副総理の言ふことははつきりしない。もしそんなはつきりしない觀念でやりますと、将来必ず大きな問題が起る。大きな問題といふことは、これを受ける人によつて、非常に不平も起れば不満も起る。政府も非常に重大な責任を負ふことになつてゐます。私はどうしてもこれはやり、はつきりと恩給の復活という立場からこれを審議することを政府は國會に求められた方がよいと思ひます。一度その点をはつきり緒方副総理に反省を促します。

○緒方國務大臣 私ははつきりしておると思ひますが、既得権そのまゝの復活ではないけれども、觀念としての恩給権は、今の高瀬委員の仰せられる恩給権と少しもかわりがない。それは文官の持つておる恩給権と同じものであるといふことははつきり申し上げ得ると思ひます。

○高瀬委員 緒方副総理が言われるように、これは特例法なんです。恩給法の改正ではなくして、かつての軍人の恩給権に關連する一つの特例法としてこれを審議してくれといふのであります。

○緒方國務大臣 法案としては恩給法の改正案になつて出ておることは申し上げるまでもないのであります。

○高瀬委員 講和条約の発効と同時に軍人の恩給権は復活した、従つて國家が當然法律でその義務を負つておる。文官、武官を問わず恩給を与える、もう一方では權利、与える方では國家の義務、この上に立つていわゆる軍人に關する限りの恩給の權利について一部を改正する法律案である、かように解釈してこの論議を進めてよろしうございませうか。

○緒方國務大臣 言葉があまり適當でないかもしれませんが、潜在したその位置は恩給法が廃止された後にもあつた、それに基づいて軍人の恩給といふものをここに新たに考へて、それを恩給法の改正として提案いたしたわけでございます。

○高瀬委員 将来恩給法をどういうふうに変更するにしても、これは別問題である。一般のこの恩給を受ける軍人、軍國あるいは多くの諸君は、これを既得権の復活なりという考へを持つておる。われ／＼も、法律的に見ても、どう見たつてそれが當然だと思ひます。これはただ戦争に負けたという事実と、また軍備反対論などという風潮がいろいろからみ合つてゐるから政府も勇氣が出ないのですが、恩給権に基づく復活の問題として恩給法の一部改正を審議するのだといふ建前で論議してよろしうございませうかと伺つておるのです。

○緒方國務大臣 今の言葉通りならばさしつかへございませぬ。

○高瀬委員 それではもう一言、はつきりしておきます。最初から言ひまはす。いわゆる旧軍人については恩給法に於いては法律によつて明らかに義務を負ひ、この恩給を受ける軍人諸君は、將官といわず佐官といわず尉官といわず兵といわず、その資格のある者は當然恩給を受ける權利がある。その上に立つてこの軍人に關する恩給法の一部を改正する法律案を政府は提出したものである。かように私は解釈して緒方副総理の確證を求めます。

○緒方國務大臣 恩給局長からはつきり

り申し上げます。

○高瀬委員 政府委員ではだめだ、副総理に答弁していただきたい。私の今解釈したようによろしくうございませう。

○薩方國務大臣 恩給法改正の一つの問題として討議を進めてよいからという先ほどの御質問でございましたから、それでけっこうでございますと申し上げたのであります。

○高瀬委員 それならば、恩給法の今のこの問題は、講和条約によつて軍人の恩給をもう権利が復活した、つまり軍人には恩給権があるということでありませう。

○諸方國務大臣 既得権の復活ではありませうが、旧軍人に恩給権を認めたいということでありませう。

○高瀬委員 それはすなわち私に申させるならば既得権の復活であります。

○青柳委員 青柳一郎君。

たゞいまの論議には深く触れたくはないのでありますが、ここで一つ恩給局長に承つておきたいことがあります。本日配付になりました恩給法関係法令集二十六ページの附則これは昭和二十一年法律第三十一号の附則であります。この第二条に「従前の規定による公務員又は公務員に準ずべき者については、これはすなわち軍人または準軍人である」とありますが、これについては「なほ従前の例による」という規定があります。この規定はいかなることを物語るものであるか。

○三橋(則)政府委員 二十一年の法律第三十一号は、その当時恩給法の中に軍人、準軍人または戦争を前提とするような規定がありました。そういう規定を削除いたしました。軍人、準軍人、ほかにもありますが、そういうものに関する恩給法中の規定を削除いたしました。その際における経過的規定として置いておきたいと思つた。この規定を置く必要があつたかどうかというところが次に問題になると思つた。昭和二十一年勅令第六十八号が、昭和二十一年二月一日に制定されました。これは恩給法の規定の中に軍人、準軍人に恩給を給するという規定が存在していることを前提として制定されたのであります。そこで、その後昭和二十一年法律第三十一号で改正をする際に、経過的な規定としてこういうものを置いて六十八号とのつながりをつけたいというのが実情でございます。

○青柳委員 たゞいまの御解釈によりますと、軍人、準軍人については恩給権が存在するというを示すものである、そういうことになると思ふのであります。青柳委員がどうですか。

○三橋(則)政府委員 形式的には恩給法の中におきましては一応そういうふうになつてゐるわけでございます。しかしながらそれは、一面において勅令第六十八号というものがあつたからそういうことになつてゐるわけでございます。言いかえれば六十八号の規定によります。恩給法の中には軍人及び準軍人に恩給を給するという規定はあつても、それは殺されたような、活動しない押えられたような形になつてゐると考えられます。

○青柳委員 押えられた形になつておりますが、将来復活することがあり得ることを考へての規定ではないかと思ひますが、いかがですか。

○三橋(則)政府委員 私はその当時この法案の立案に當つたのであります。が、これを復活するようなことを考へてやつたわけではございません。その当時におきましては昭和二十一年制定の勅令第六十八号——ボツ政でありませう。恩給法は法律であります。當時法律を改正することができません。そこでボツ政でもつて一応恩給法はそのまゝにして置いて、御承知のような規定を設けたような次第でございます。

○青柳委員 重ねて伺ひますが、ボツ政を置くのに必要な規定というふうな解釈されておるわけでございますか。

○三橋(則)政府委員 お話の附則第二条は、六十八号とのつながりの意味において置かれた規定だといふふうに考へております。もしも昭和二十一年勅令六十八号がなかつたとしてもならば、おそれく私はその当時の恩給法に大きな改正を加へなければ、軍人に対して昔のように恩給を給するといふようなことはできなかつたと思ひます。

○青柳委員 そうしますと、六十八号が引續いて今回の恩給法の改正と相なつた、一連のつながりを持つて今日の軍人恩給と相なつたと解釈せざるを得ないのであります。それでよろしうございませうか。

○三橋(則)政府委員 大まかに申し上げますればその通りでよろしいと思ひますが、しかしこま／＼しく申し上げますと、少し註釈を加へなければならぬ点があると思ひます。

○青柳委員 それではこの問題につきましては、これで一応打切つておきます。

次に承りたい問題は、公務の範囲であります。先ほど大体的問題につきましては、高橋君から質問がありまして、尽きておると思ひますが、公務で一番問題になりますのは、病気で死んだ人、すなわち公務死の範囲が大い問題と現在なつておると思ふのであります。午前中の会議におきまして田辺次長も答えておりましたが、現在未処理の案件のうち、相当多数のものが戦地あるいは内地において病氣のために死んだ人である。この遺族に対して援護法を適用するかどうかという問題が、未処理になつておる部分が相当あると思ふのであります。恩給局におきましては、病氣の場合公務死、非公務死のけじめをどこでつけられませうか、それにつきまして承りたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 それは具體的な、個別的のケースによつて判断するよりほかにないと思ひます。終戦以前に処理されたものにつきましては、一応の基準が設けられて、これによつてやつたわけでありませう。終戦に伴ひまして御承知の通りたくさん氣の毒な方ができ、それが未処理のままで今日になつて來てゐるわけです。私もそういうような方々の実情を知りたいと思ひ、そういう実情に合うような法律的措置をしたいと思つてゐます。ところが私のところに実情のわかる資料がそろつていません。その資料の収集に骨を折つてゐるところです。今回はこういうような法案で出ておられますけれども、あるいは場合によりましては、次々その次の国会では法案の改正をして、今のお話のような点につきましては、事案問題としてなか／＼判定がむ

ばならぬのじやないかと思つてゐます。これが今の私の心持です。

○青柳委員 戦争にひつぱり出されて病氣で死んだ人につきまして、引揚援護法におきまして公務による死亡者でないとして認められておられます。方々につきましては、當時はりつぱに軍から公報が来ておりました。一般の遺族は、いわゆる非公務死の遺族も公務死の遺族と同様に自分も考へ、世間も考へておるのであります。しからばここに問題として残るのは、公務死の範囲をどうすべきであるという問題でございます。もちろんその人自身の重大なる過失によつて病氣にかつた者は別でございませう。しかしながらそうでない場合、それが相当大きい問題になつてゐると思ふのであります。これらの問題につきまして、公務死の場合を相當広げて考へていただかない場合には、戦争中くだされた公報というものが何であつたかということにもなりませう。また遺族さんの中にも、現在相當大きい問題を巻き起してゐるのであります。たゞいまの御答弁の中には、公務死の範囲をどうしようという御意図があるように思ひますが、そう考へてよろしうございませうか。

○三橋(則)政府委員 現行恩給法の中におきましては、こういう規定があるのであります。伝染病の流行してゐるところを公務をもつて旅行する場合におきまして、伝染病にかつた場合は公務としての取扱ひをしてゐる。嚴格に考へますならば、伝染病の流行しておるところを公務で旅行して伝染病にかつた場合、それがはたして公務のためにかつたかどうかというところは、事案問題としてなか／＼判定がむ

ずかしいのです。しかしながらそういう

御意見はありませんか。

○三橋(副)政府委員 厚生省の方でど

れず、理性をもつて判断したいと思つております。

方はないでありましょうか。その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

きたいと思ひます。

○三橋(副)政府委員 厚生省の方でど
ういうふうにしておりますか、具体的にはまだ検討しておりますか、従いましてそれを広めるとか狭めるとかいうことは考えておりません。しかしながら向うの方で非常にかたく考えても、私どもの方がやわらかくもの考える場合もありましようし、あるいは私どもがかたく考えても、向うでやわらかく考える場合もありましようし、一概にどうということはないと思ひます。今私が申しましたように、終戦前後における実情に関する資料は、私のところにはまだ厚生省から来ておりません。恩給法改正案についてどうしてもらいたいということについての資料は出て来ていないのです。ですからこれは今後話し合つて行く問題と思ひます。

○三橋(副)政府委員 恩給局のお立場は大体わかるのでありますが、感情と理論も、その人々の持つておる気持ちによつてかわる場合もあるものであります。それをあたたかい気持ちを持つて解釈せられんことを切に恩給局にお願いする次第であります。

○三橋(副)政府委員 厚生省と恩給局との間におきまして書類を流用し得るものがありますならば、もちろん今達澤委員の仰せられるようにいたしたいと思つております。しかしながら厚生省は厚生省としての立場がございまして、あるいはできないものがあるかわかりませんが、でき得る限りそれは今お話のようなことに、事情が許すものはいたしたい、こう思つておる次第であります。

○三橋(副)政府委員 内縁関係の問題につきましても、従来から恩給法におきましては、今達澤委員の仰せられるようなふうに出てはいないものであります。それはいろいろ理由があるのをごさいまするが、その理由は、突き詰めて考えますと結局二つの理由になつておるんじやないかと思ひます。一つは、実際に婚姻関係があつたかどうかという認定が非常に困難である、こういうことが一つ、それからもう一つは、法律をもつて夫婦、婚姻の関係はこれこれの手続を経て、こういうふうにするべきであるということにきめておる。これは国家の公序良俗を維持するため

○青柳委員 私のしろろと考えるから申しますれば、公務死の範囲の問題にいたしまして、厚生省で考えておるよりも、どうも恩給局はかたい方でありま。これは昔からそうで、しかたがないのかもしませんが、まず、かたく公務死の範囲を狭められるおそれがあると私は思ふ。それが非常に心配なのであります。死亡公報も受け、靖国神社にもまつられておる。さていよいよ恩給をもらおうということになると、これは公務死ではないんだ、だから恩給は出ない。それではどうも一般の人もなか／＼納得しないのであります。ここで承りたいのは、現在は厚生省におきまして病気を指定して――大体それは伝染病だそうでありま。が、それにかつた人は病氣による公務死としておるようでありま。が、現在の厚生省の規範というか、規約というか、そういうものよりものと広める

○達澤委員 重大なことはすでにそれぞれの委員によりまして質問が完了しておりますが、私は二、三恩給局長にお尋ねしておきたいと思ひます。ちょうどきょうのこの委員会には内閣、厚生、海外同胞特別委員会のこの三者の委員会になつておるものであります。午

○達澤委員 これは百七十万ないし百八十万に上るところの多数の受給者の立場から言いますと、一日もすみやかに転換を望んでおるのであります。せつかく給付されるのが予定されておりましたも、實際現なが入らなければ役に立たない。そこでこれが一年もかかるということになれば、その間に死んでしまふ、幾万人のものがなくなつてしまふということになりますので、いろいろ役所は役所の建前もありましよう、いろいろのことがありましようけれども、そんなことは超越して、迅速にこれをとりはかるうという意味合いで、ぜひそういうことをやつてもらいたいと思ひます。

○三橋(副)政府委員 内縁関係の問題につきましても、従来から恩給法におきましては、今達澤委員の仰せられるようなふうに出てはいないものであります。それはいろいろ理由があるのをごさいまするが、その理由は、突き詰めて考えますと結局二つの理由になつておるんじやないかと思ひます。一つは、実際に婚姻関係があつたかどうかという認定が非常に困難である、こういうことが一つ、それからもう一つは、法律をもつて夫婦、婚姻の関係はこれこれの手続を経て、こういうふうにするべきであるということにきめておる。これは国家の公序良俗を維持するため

○青柳委員 厚生省で病氣の場合の公務死の範囲をきめられました際には、当然将来この援護法は恩給法に移るべきものでありますから、恩給局と相当相談の上をやつたものであると思ふのであります。現に一つ／＼の問題を取上げて、厚生省におきましては将来恩給の対象になるかどうかという点について、恩給局に問合せをしたのじやないかと私は思ふのであります。そういふことが事実であるとすると、局長の今の話は詭弁でございませう。重ねて申し上げますが、一般の觀念から申しましても公務死の範囲をできるだけ広目に解釈する御意図はございませうか。

○三橋(副)政府委員 私は広めるとか広めないとかいうのじやなくて、理論と情実の両方から考えつつ、感情に流

いま一つは内縁関係の問題なのであります。内縁関係のことについては、援護法ではこれを大体承認しております。ところが恩給法では、これはむずかしいというふうなことになるのであります。これらに對してどういふようなお考えを持つておりますか。もし内縁であるといふ、はつきりした証拠がそこに出て来た場合に對するお考えを一応承つてお

きたいと思ひます。

のでありますから、その点についてはこれ以上申し上げませんが、もう一つ、公平な国家の保護を与えるという意味から、先ほど長谷川さんからも言われた、例の徴用によつて強制徴用された人々に対するこの法律の適用、並びに内地で戦病死した人々までもその適用の中に入れるということ、こういう点について政府の提案の理由の説明によると、予算の範囲内でできるだけ恩典に浴せよという意図があるのですが、予算がなかつたからそういうものを除外したのか、あるいは予算は何とかなるのであるが、法の精神から除外すべきものであると認めたから除外したのか、そのいずれであるかを伺いたいと思ひます。これは副総理に聞くべきであつたのですが、恩給局長にお伺ひしておきます。

○三橋(則)政府委員 今のお尋ねは、徴用工の問題とそれから内地戦病死の問題との二つの問題であつたかと思ひます。徴用工の人々を恩給法の中に入れてなかつたのはなぜであるか、こういうお話であります。確かにそういうような徴用工の方々に對しては、年金制度というものをとつてくるかつかないかということについても、一つの大きな議論がありますし、つくるということも一つの見識だと思ひます。ところで何と申ししても、今度のこの恩給というものは、かつて給されておつた者を前提としてその範囲内においてとりあへずの処置をしようということであつて、従来恩給法の範疇に全然入れられていなかった人々でも、入れるということは、いろいろな点からでなかつたのであります。また徴用工の方々に

ついて年金制度をつくる、こういういたしました場合には、はたして現在のような恩給制度でよいかどうか、私は疑問じやないかと思ひます。私は全然別な見地から考へて行かなければならない問題じやないかと思つております。そういうような關係からいいたしまして、今の恩給制度の中に取入れることは困難であつたのでございます。

それから内地戦病死者の問題であります。これにつきましては、予算がないから、私たちは内地戦病死の方を公務としての取扱ひをしないというのではありません。内地において戦病死された方におきましては、これは公務に起因するといふことが認められる場合におきましては、これはもちろん、公務戦病死として取扱ひをすべきが当然であり、そういう取扱ひをいたします。ただ問題は、内地戦病死の方につきましては、はたしてそれが公務に起因するか起因しないかが、具体的なケースの場合において、いろいろ議論のあるために問題が起つておるのじやないかと思ひます。そこで先ほど私は、いろいろむづかしいケースが出て来るかわかりませんが、そういうような場合におきましてはよく検討いたしまして、場合によりましてはこの法案を修正するようになつてもいいとお願ひするようになつておるかと思ひます。こういうことをはつきりと申し上げたつもりでありまして、どういうむづかしい、具体的な問題があるかについて、まだ事実を把握してありません。従つてはつきりとどこでどういうような改正の法案を出すかといふことは明言いたしかねておるところであります。

○愛田委員 あわせて文官恩給についてお尋ねしたいのであります。昭和二十二年以前の退職公務員の恩給金額がきつめて低率であることは御承知の通りです。これの不均衡は正といたことがしばしば叫ばれておつたのですが、現行恩給法がある以上は、非常に低率にある終戦直後までの退職公務員が現在まで在任しておつたのならば、現行給与基準で恩給をもらう人々が、その低率にあまんじている現状をどういふふうに打開するかといふことについて、恩給局長としても十分お心得であらうと思ふのですが、今回の予算でもわずかに六億程度を計上されておるにすぎないのであります。これは恩給が文官の特権であるという意味とは違つて、ずっと前にやめた人々をうんと低い、現在の給与の半額以下に押しやつておるという現状を打開するのには、政府の努力の足りなかつたことを示すものだと思ふのです。これに對して恩給局長としての、でこぼこは正に對する、以前にやめた人々の不均衡を是正するに對する心構えをお伺ひしておきたいのであります。

○三橋(則)政府委員 昭和二十三年六月三十日以前に退職または死亡された公務員の恩給につきましてもいろいろの御質問でございますが、ことしの一月からかういふような方々の恩給はかなり増額の措置を講じております。これは御承知の通りでございます。従いましてその結果私が今申し上げましたような方々の恩給は相当増額されたと思つておられますが、それでもなお、今お話のごとく、いろいろ問題が出て来ました場合におきましては、そのときにおいてとくど十分慎重に考慮し

て、できるだけのことにはするようになつて、できるだけのことはするようになつて、力いたしたいと思つております。

○稻村委員長 中川源一郎君。中川(源)委員 恩給法の問題につきまして若干お伺ひしたいと存じます。私先輩各位が御質問になりましたのを拝聴いたしましたので、重複をしないように二、三伺ひたいと思ひます。恩給局長の御答弁がただけです。未亡人が生活ができないために、やむを得ず正式に結婚する。ところが最初の話と違つていたといふので、ただちに結婚を解消した。連れて参りました子供もその養子縁組をただちに解消したといふような者も相当あるわけでございます。これらに對しては恩給法を適用されるのであらうか。パンパンとかで、だれかれなしに浮氣をしていふような者に對しては恩給がもらえないのであります。親と一緒に暮らすに、どこに暮しているかわからないといふような未亡人が恩給を受けることができない。そうしてあやまつて結婚して、ただちに解消した者はもらえない。一旦籍がよそに行つた者はもらえないといふようなことは、あまりに氣の毒であると思ふ点があるのでございますが、これらの未亡人の結婚解消並びに養子縁組を解消したといふような者に對しましては、さらに考へてもらう余地があるかどうかということをお伺ひいたします。

それからこれは厚生省關係になるかもしれませんが、公務扶助料をもらひまして、生活保護法の所得から差引きされる……

○稻村委員長 質問の途中ですが、それは厚生省の關係者に対する御質問のよう

うですが、厚生省の当該政府委員の出席を要求しますか。

○中川(源)委員 それではお呼びしていただいて、いたしませう。それから台湾の人で現在台湾に国籍があつて、戦争当時は日本人であつた、朝鮮の国籍があつても、戦争当時は日本に国籍があつて、そして日本の國のために戦死した者、傷つた者、あるいは千島とか沖繩にもあるけれども、これらに對しまして、明確に戦死したといふことのわかつておる者に對しまして、恩給が出せるものであるかどうかといふことの御答弁をひとつ。

それから先ほど恩給局長から、内地戦死者であつても、公務であるといふことがはつきりすれば、それは恩給を渡さうといふことのように承つたのであります。援護法では、内地とかあるいは朝鮮、満洲方面で死没いたしました者に對して年金、弔慰金を支給されてない向きがあるのでござい

ます。長い間満洲以外の地で戦死して、苦勞して来た兵隊が満洲に行つて、そうして寒いところで凍死したといふような者に對しましては、援護法では該当しないといふふうになつておるのであります。ところが、こういう者は当然該当させるべきだと私は思ひます。また自殺した者、自殺と申ししても、戦争に負けて自分らの力が足りなかつたのであるといふ責任感から腹をかき切つて男らしく死んで行つた者、また敵が目の前に出て来て、どうせ敵に殺されるよりも自分から先に死のうじやないかと刺し違へて双方とも死んだ者、こういう者があるわけでござい

もつとりつばであると思うのでありますが、これらの人が恩給法の恩典に浴することができるとか、こういう点を考へないで、他の問題は高橋先生初め皆さんからたいへん詳しく御質問があつたようでありまして、さういふ二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 第一に未亡人が婚姻されてその婚姻を解消された場合において、その婚姻によつて失われたところの扶助料を復活してもらえないかといふようなお話でございまして、一旦失つた権利を復活するということは困難ではないかと私は思つております。

それから台湾、朝鮮人で戦傷病死した人の取扱ひについてお話がございまして、今の恩給法の現状からは給し得ないようなことになつておりますので、もしも給するということになりますれば、特別な法律的な措置がいることと思つております。

それから最後に自殺者の問題についての御質問がございました。これはノモンハン事件といひますか、私はつきり覚えておりませんが、あゝいう大東亜戦争以前におきまして、戦線におきまして敵と相対峙中において自殺した者に恩給を給した例もあるのをごさいます。ただ単に自殺をしたから恩給を給さない、こういうふうな単純に考へてゐるわけではないのであります。これはその場合々のケースによつて考へて行くべきものと私は考へております。

○稲村委員長 白井一君。

○白井委員 先ほどの副総理の御答弁において大體恩給法の復活であるとい

うふうに承認されたようでありまして、ただ厳密な意味でないといふことは、その内容において相当かわるからだと私は解釈するのであります。さういたしますと、当然加算という問題もここに大きくクローズアップされて来るのであります。この加算の問題については、局長の先ほどの御説明による

と、若年短期であるからさういふ余裕のある部分はむしろできるだけ遺家族の方にまわしたい、これは現在の限られた予算においては無理からぬことと思ひます。しかし若年といひましても、若年停止が過ぎておりますから、當時において若くても、現在相当年輩になつて来て、これを非常に残念に思つてゐる人も出て来ると思ひますが、どうして若年なるがゆゑにほかにかまわさうと局長はお考へになるのか、その点についてちよつと伺ひたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 私は恩給制度といふものの本質から考へまして、短期の、わずか四年前後に職したような人に恩給の行くような制度といふものはこの際考へ直すべきではないか、さういふようなことを前提にして申し上げたのであります。ドイツにおいてさういふような加算の制度はやつておりません。イタリアにおいてもやつておりません。戦勝国のアメリカでもやつておりません。今日敗戦のわが国の現状においてさういふような恩給制度を維持することは不可能ではないと思ひます。従来のように恩給は給するが、しかし恩給の中に盛り込まれるものは従来と、内容の變つたものとし、これを給するようになすべきでしよう、それが私は時代の進運に沿うゆゑんではない

か、さういふふうを考へてゐるのでございませう。

○白井委員 もう一つやはり強く要望されております点で引続き在職七年以上といふことになつております。ところが前後に在職年限を通算してほしいといふ要望が非常に強いのであります。この点ではあるいは調査がむづかしいといふお考へがあるかもしれませうけれども、やはり今の加算と同じようなお考へなのでございませうか。その点をちよつと伺つておきたい。

○三橋(則)政府委員 その点につきましては、午前中の御質問に對してお答へいたしましたのでございませうが、でき得ればそれはもちろん加算も認め、また引続きといふような条件も廃し、七年といふような条件も廃して、無制限に通算し得ることにすることが望ましいと思ひます。しかしながら現在の状況から考へてみますと、何と申しまして

も限られたる、脆弱なる国家財政の予算の範囲内におきまして遺族なり傷病者の方に相当の金を出さうにしなければいかぬ、恩給制度のわく内で考へはどうしても四百五十億円前後の金が九箇月にしても足りません。また先ほどから御質問もあり、政府に對する御非難もありましたように、徴用工とかその他いろいろ方面の方々に對する措置も要望されております。さういふようなことを考へて参りますと、この大東亜戦争に幸ひにして命を全うして帰られた方々につきましては、この数年間の在職は恩給法上においてもしもがまんしてもらへるならばがまんしてもさういふにしたらばどうであらうかといふ、考へ方もそこに一応の考

え方として出て来るのであります。社会保障的、社会政策的な考へ方といふのが生ずるのは、さういふ点にあるのではないかと考へております。それから今度恩給を給するといひます。それならば、何と申しまして終戦後の混乱のために軍人の経歴に關する書類といふものは必ずしも完備されてないのではありません。戦争の終末期における混乱のためにさうなつたこととございませう。そこで在職年を全部調べるということになりますと、さういふ書類が完備して

おりませうからして、非常な経費もかかり労働も費すこととございませう。さういふ多額の経費なり労働を費して、さうしてこれをやることによつて傷病者、遺族の方に一体どういふ影響を与えるかといふことも考へなければいかぬ。さういふことを考へて参り、それからまたさういふ事情でございませうから、事務上の困難を克服して公平なる給与ができるか、さういふことを考へてみますと、公平な給与はなか／＼困難ではないだろうか、さういふことになつて来るわけとございませう。情といひましてはほんとうに引続きの制限もとり、七年の制限もとりたと思ひます。しかし情におぼれてしまつと、不公平なことをするやうな措置にならなかつた上におきましては心を冷やかにいたしまして、さうして一つの線を引かなければいかぬ、その線を引いたものがすなわち引続き七年といふ線であり

ます。

本人たちの軍隊手帳等によつて証明のつく人だけでもやるようにしていただけたらと思ふのです。もちろん公平といふことになると、これは証明のない者あるいは書類を焼いたためにわからなかつたといふような者は非常にお気の毒であります。できるだけ恩給の恩典に広く浴させるといふ方針においては、証明のつく者だけにでも出せるようにしたいと考へておるのであります。

それからもう一つ重要な点は、第七項、第一款と第四款の問題が先般問題になつております。これも先ほどの御答弁によつて、これが恩給に加へられた當時においては遺家族の手当も相当多額であつたから、さういふことで、現在はさういふ遺家族の手当も不十分だと考へております。将来それがある程度の比率に近くなつたらこれはやつてもよろしいといふお考へでございませうか。ただいまの七年引

続いてでなければ出されないといふこともやはり予算の範囲内といふことであります。将来日本の経済状態はどうなるかわかりませんが、さういふさういふ考へが悲観したことばかりが續くとも考へられない。将来よくならなくてはならぬわけでありまして、そのときは当然お考へになり、また法律的にできると思ひますが、その点をちよつと伺つておきたい。

○三橋(則)政府委員 今回法案に盛り込んでおりますところの恩給の内容を、今後国家の財政経済の好転に應じて改善するやうな意図はあるか、さういふ御質問だと思ひますが、これはもちろん私も考へておるところでござい

○ 稻村委員長 本日の質疑はこれで終了いたしました。

この際私より申し上げますが、明日の内閣委員会の公聴会は、内閣委員会、厚生委員会及び海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会連合審査会公聴会にいたしまして、三委員会連合して公述人より意見を聞くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和二十八年七月二十一日印刷

昭和二十八年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局